

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました平成27年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。
8番 川幡 宗宏議員、10番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 佐藤正一議員、報告願います。
2番 佐藤 正一議員。
- 佐藤(正)議員 議長の許可をいただきましたので、平成27年第1回議会定例会の運営について、去る3月2日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例改正1件、各委員会所管事務調査1件、意見書案4件を予定、町からは執行方針2件、平成26年度各会計補正予算6件、一般議案14件、平成27年度各会計予算7件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月9日から3月17日までの9日間とすることで意見の一致をみております。最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月9日から3月17日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月9日から3月17日までの9日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年11月分、12月分及び平成27年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

す。

これもちまして報告済みといたします。

南幌町活性化特別委員長から南幌町議会報告懇談会の実施報告がありました。

日程3 諸般報告に、3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告を追加することを許可し、順序を変更して、4番目 町長一般行政報告といたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

実施結果について南幌町活性化特別委員長より報告願います。

4番 本間 秀正議員。

本間議員

南幌町議会報告懇談会実施報告。平成26年第2回南幌町議会定例会において議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。記、1実施日程、平成26年12月6日から12月7日まで、及び平成27年2月28日から3月1日まで。2実施内容、日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、3会場に向き4日間開催した。主に、この1年間において活動した各委員会での活動報告を資料にまとめ説明するとともに、まち、ひと、しごとに関するテーマを基に町民と意見交換を行った。3結果、延べ64人の町民の皆さんの参加をいただき、各会場では活発な意見交換を行い、かつ、参加者にアンケート調査を実施した。今回、町民から出された意見や要望等は全体で精査・検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、任期中の4年間の議会報告懇談会開催日数は延べ11回、193名の方々に参加いただいた。今後とも幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本定例会に当たり1件の行政報告を申し上げます。南幌工業団地売買契約の締結について御報告申し上げます。契約企業は、平成18年より南幌工業団地において賃貸にて操業しております有限会社ハイダリー貿易で、既賃貸事業用地を拡張し、その一部を売却したものとあります。売却した面積は3,305.86平米で、去る1月22日に契約を締結したところでございます。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 平成27年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長

(平成27年度町政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成27年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教 育 長

(平成27年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。
なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執
り行うことといたしますので、御承知願います。

ここで、10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時41分)

(午前10時55分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平
成26年度南幌町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第1号 専決処分の承認を求め
ることにつきましては、平成26年度南幌町一般会計補正予算（第6
号）であり、平成26年12月28日に御逝去された名誉町民 竹内
正一氏の町葬執行経費、並びにあいくるふれあいの湯、配管漏水によ
る修繕料を追加するものであります。その結果、既定の歳入歳出予算
の総額に歳入歳出それぞれ780万円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ54億551万8,000円とするものであります。
詳細につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審
議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、専決処分書の平成26年度南幌町一般会計補正予算（第
6号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。2款
総務費1項10目諸費、補正額700万円の追加でございます。説明
欄で名誉町民町葬執行委員会交付金700万円の追加です。

3款民生費1項5目保健福祉総合センター管理費、補正額80万円
の追加でございます。修繕料として80万円の追加です。昨年末にふ
れあいの湯の配管から漏水し、急遽修理が必要となったため追加した
ものです。

次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。18款繰
入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額780万円の追加ござい
ます。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ780万円を追加し、補正後の総額を54
億551万8,000円とするものです。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直
ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度
南幌町一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに
御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程7 議案第2号 保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第2号 保育の実施に関する条例を廃止する条例制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第2号 保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。議案書、次のページをお開きください。保育の実施に関する条例を廃止する条例。保育の実施に関する条例（平成18年条例第33号）は、廃止する。町では、これまで改正前の児童福祉法第24条第1項の条例委任を受けまして、保育の必要性や保育料を含めた保育所への入所措置等を定めた、保育の実施に関する条例を制定しておりましたが、子ども・子育て支援法及び改正後の児童福祉法において保育所の入所措置等が規定されたことから、町条例で定める必要がなくなったため本条例を廃止するものです。

なお、これに代わって、新たに、南幌町保育の必要性の基準等に関する規則と、南幌町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則を制定し、保育給付に係る支給認定等の業務を執り行なうこととなります。

附則としまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議 長
(再質問)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第2号 保育の実施に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第3号 南幌町民テニスコート設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第3号 南幌町民テニスコート設置条例を廃止する条例制定につきましては、南幌町民テニスコートを廃止するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第3号 南幌町民テニスコート設置条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。次ページをお開き願います。南幌町民テニスコート設置条例を廃止する条例。南幌町民テニスコート設置条例（昭和56年南幌町条例第21号）は、廃止する。南幌町民テニスコートを廃止するため、本案を提案するものであります。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第3号 南幌町民テニスコート設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第4号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第4号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、南幌町住宅リフォーム等助成金交付要綱の制定に伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第4号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。それでは、別途配付いたしました議案第4号資料の新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例で、アンダーラインを付した箇所が改正部分であります。改正する内容に

つきましては、別表の第2条関係で項目の追加でございます。右の旧条例のサービス制限項目25項目の次に「26 住宅リフォーム等助成金交付に関すること。」を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第4号 南幌町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程10 議案第5号から日程15 議案第10号までの6議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程10 議案第5号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第7号)

●日程11 議案第6号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●日程12 議案第7号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)

●日程13 議案第8号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

●日程14 議案第9号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

●日程15 議案第10号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

以上6議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第5号から議案第10号までの6議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第5号 平成26年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、温泉基金積立金の追加、地域住民生活等緊急支援交付金事業の追加、後期高齢者広域連合負担金の減額、食糧供給基盤強化特別対策事業及び経営体育成基盤整備事業負担金の追加、夕張太公住改修工事の追加、町民プール整備事業費の追加、並びに年度末における事務事業の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,468万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,020

万4, 000円とするものであります。

次に、議案第6号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費、高額療養費の追加、共同事業拠出金では、高額医療拠出金並びに保険財政安定化事業拠出金の減額、諸支出金では、国庫支出金等清算金の追加、歳入では国庫支出金及び道支出金の減額、共同事業交付金の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3, 723万1, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9, 349万3, 000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰り入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由であります。その結果、業務予定量では、年間延べ患者数中、入院を1万5, 330人、外来を1万8, 522人に、1日平均患者数中、入院を42.0人に、外来を63.0人にそれぞれ改めるものであります。収益的収入では既定予算から2, 105万2, 000円を減額し、5億4, 867万7, 000円とするものであります。収益的支出では既定予算から1, 634万4, 000円を減額し、6億100万9, 000円とするものであります。資本的収入では、既定予算から127万7, 000円を減額し、5, 403万8, 000円とするものであります。資本的支出では既定予算から145万4, 000円を減額し、7, 580万7, 000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では管理費で江別市への汚水処理に要します維持管理負担金及び消費税確定による減額、建設費で江別市南幌関連工事負担金の精査による減額、公債費で確定利率による減額、歳入では財源充当の変更による一般会計繰入金の減額、江別市南幌関連工事負担金の精査による町債の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2, 183万8, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9, 558万8, 000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、総務費で介護保険業務システムの改修による追加、保険給付費の追加、歳入では、保険給付費の増額に伴う国庫支出金及び交付金の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 427万3, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3, 340万3, 000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では、保険料及び一般会計繰入金の精査が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳

議 長
副 町 長

出それぞれ125万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,991万3,000円とするものであります。

議案第5号につきましては副町長が、議案第6号及び議案第9号から議案第10号につきましては住民課長が、議案第7号につきましては病院事務長が、議案第8号につきましては都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第5号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。23ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額57万円の減額でございます。説明欄の議会運営経費で議員特別旅費23万3,000円の減額です。精査によるものです。事務局経費で会議録作成支援システム借上料33万7,000円の減額です。借上期間の短縮によるものです。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額326万9,000円の減額でございます。一般管理経費で25万円の減額、電算機器管理運営経費で240万1,000円の減額、職員研修事業で61万8,000円の減額です。それぞれ精査によるものです。次ページにまいります。

3目財産管理費、補正額2,315万円の追加でございます。庁舎等管理経費で25万円の追加です。電気料を追加するものです。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金1,700万円の追加です。入湯税収入分を積み立てるものです。ふるさと応援基金積立金590万円の追加です。実績によるものです。

4目企画振興費、補正額120万円の減額でございます。地域新エネルギー推進事業で120万円の減額です。太陽光システム設置で12件分の予算に対し10件、ペレットストーブで5件分の予算に対し1件の実績により精査するものです。

7目交通安全対策費、補正額39万円の減額でございます。交通安全推進員・指導員設置事業で女性指導員1名の退任により精査するものです。

8目防災諸費、補正額24万2,000円の減額でございます。防災対策事業で防災フェスタに係る消耗品費の精査によるものです。

9目職員給与費、補正額1,232万2,000円の減額でございます。職員給与費で次ページにかけ精査によるものですが、共済費につきましては負担率の変更によるものです。

10目諸費、補正額195万7,000円の減額でございます。名誉町民町葬執行委員会交付金で事業費の確定により精査するものです。

12目地域経済活性化等対策事業費、補正額90万2,000円の減額でございます。がんばる地域交付金事業で緊急通報システム更新業務の確定により精査するものです。

次ページにまたがりますが、13目地域住民生活等緊急支援事業費補正額6,759万4,000円の追加でございます。地域消費喚起・

生活支援型事業でプレミアム商品券発行補助金として3,152万5,000円の追加です。3,000円分のプレミアム8,000セットと高齢者並びに子育て支援策として割引券を発行するものです。地方創生先行型事業で3,606万9,000円の追加です。実施事業としては、南幌町総合戦略策定事業・新規就農支援事業・地域しごと支援事業・移住定住促進事業・バイオマスエネルギー推進事業・知名度高揚対策事業の6事業を実施すべく必要経費を追加するものです。なお、それぞれの事業は繰越明許費として翌年度に繰り越し実施いたします。27ページにまいります。

4項3目農業委員選挙費、補正額117万5,000円の減額でございます。農業委員選挙事業として次ページにかけ、それぞれ確定により精査をするものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額435万5,000円の追加でございます。国民健康保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額315万円の追加でございます。福祉ハイヤー利用料金助成事業で45万円の減額です。利用実績により精査するものです。障がい者福祉経費、次ページにまいります。障がい者自立支援給付事業で360万円の追加です。就労サービス利用者の増によるものです。

3目老人福祉費、補正額234万2,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

6目地域包括支援センター事業費、補正額18万4,000円の減額でございます。臨時介護支援専門員賃金で実績により精査するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額1,449万7,000円の減額でございます。北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金で1,275万8,000円の減額です。確定によるものです。後期高齢者医療特別会計繰出金で173万9,000円の減額です。後ほど特別会計で説明いたします。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額873万1,000円の減額でございます。臨時福祉給付金等支給経費で確定によりそれぞれ精査するものです。なお、申請率は臨時福祉給付金が90.7%、子育て世帯臨時特例給付金が97.7%となっております。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額21万6,000円の減額でございます。子ども・子育て支援システム導入業務で入札減によるものです。

2目児童措置費、補正額566万5,000円の減額でございます。児童手当支給経費で確定によるものです。

3目保育所費、補正額147万6,000円の追加でございます。保育所運営補助事業でそれぞれ精査をするものです。

4目子育て支援費、補正額48万2,000円の減額でございます。子育て支援センター運営事業で利用人数の減により精査するもので

す。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

3目環境衛生費、補正額25万円の減額でございます。南空知葬斎組合負担金で分賦金の確定によるものです。

4目病院費、補正額141万9,000円の追加でございます。病院事業会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目じん介処理費、補正額58万7,000円の減額でございます。道央廃棄物処理組合負担金で分賦金の確定によるものです。

2目し尿処理費、補正額285万5,000円の減額でございます。道央地区環境衛生組合負担金で同じく分賦金の確定によるものです。次ページにまいります。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額361万5,000円の減額でございます。浄化槽設置補助金は10件分の予算に対し4件の実績、水洗化改造等資金貸付金は実績がなかったことから、それぞれ減額するものです。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,100万円の追加でございます。農業振興経費で23万9,000円の減額です。それぞれ実績より精査するものですが、次ページの北海道青年就農給付金事業補助金は、昨年6月補正でも計上しましたが、国の補正により、平成27年度継続給付対象者には前倒しで本年3月までに支給することとなったもので、同額を歳入で受けております。農業制度資金利子補給事業で44万4,000円の減額です。繰上償還に伴い精査するものです。食料供給基盤強化特別対策事業で1,168万3,000円の追加です。それぞれ事業費の確定により精査するものですが、清幌地区、鶴沼地区は国の補正により追加されたため、一部繰越明許費として翌年度に繰り越し実施いたします。

3目農地費、補正額1,302万4,000円の追加でございます。土地改良事業経費でそれぞれ事業費の確定により精査するものですが、次ページの鶴沼地区経営体育成基盤整備事業負担金は、国の補正により追加されたため、一部繰越明許費として翌年度に繰り越し実施いたします。

4目機場施設管理費、補正額148万8,000円の減額でございます。機場（基幹水利）施設管理事業でそれぞれ精査によるものです。

5目農村環境改善センター管理費、補正額766万6,000円の減額でございます。改善センター管理経費でそれぞれ入札減によるものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額84万6,000円の追加でございます。中小企業融資事業で新規融資分8社の増によるものです。

7款土木費2項1目道路橋梁総務費、補正額38万9,000円の減額でございます。道路台帳修正業務で確定によるものです。

2目道路維持費、補正額379万1,000円の減額でございます。道路管理経費で40万円の追加です。街路灯電気料を追加するもので

す。町道除排雪事業で419万1,000円の減額です。除雪機械でロータリー除雪車の入札減によるものです。次ページにまいります。

3項2目公園費、補正額65万5,000円の減額でございます。緑化活動推進事業補助金で確定によるものです。

3目公共下水道費、補正額284万3,000円の減額でございます。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4項1目住宅管理費、補正額5,179万7,000円の追加でございます。夕張太公営住宅改修工事として、本年度補助金の追加配当があったため計上するもので、全額繰越明許費として翌年度に繰り越し実施いたします。なお、事業内容は夕張太公営住宅2棟24戸の屋根、外壁などの改修を行うものです。

8款消防費1項1目消防費、補正額159万5,000円の減額でございます。南空知消防組合負担金で159万5,000円の減額です。内容につきましては、消防費の明細で説明いたします。49ページをごらんください。歳入で消防費、補正額210万円を減額するものです。第二分団第1部車整備事業債で確定によるものです。同じく消防費で補正額223万7,000円を追加するものです。繰越金で確定によるものです。次ページにまいります。

歳出で消防費、補正額145万8,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で88万1,000円の減額、消防支署運営事業で108万9,000円の減額、消防団運営事業で28万8,000円の減額、次ページにまいりまして施設・資機材更新事業で137万8,000円の減額です。それぞれ精査によるものです。37ページをごらんください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額238万1,000円の減額でございます。私立幼稚園就園奨励事業で6万8,000円の追加です。高校生通学費補助事業で244万9,000円の減額です。それぞれ見込みにより精査するものです。次ページにまいります。

2項2目教育振興費、補正額47万円の減額でございます。要保護及び準要保護児童就学援助費で認定者の減などによるものです。

3項1目学校管理費、補正額158万5,000円の減額でございます。学校管理経費でそれぞれ精査するものです。

2目教育振興費、補正額28万円の減額でございます。要保護及び準要保護生徒就学援助費で認定者の減により精査するものです。次ページにまいります。

4項5目社会教育施設費、補正額209万2,000円の減額でございます。社会教育施設管理経費でそれぞれ精査によるものです。

5項1目保健体育総務費、補正額80万円の減額でございます。学校施設開放事業で実績により精査するものです。

2目体育施設費、補正額6億6,239万4,000円の追加でございます。体育施設経費として、町民プール建設に伴う必要経費を追加するものです。なお、繰越明許費として翌年度に繰り越し実施いたします。次ページにまいります。

4目給食センター運営費、補正額はありません。財源内訳を変更す

るものです。

10款公債費1項1目元金、補正額458万円の減額でございます。

2目利子、補正額813万7,000円の減額でございます。それぞれ借入額の確定並びに利率の低下により精査するものです。

次に歳入の説明を行います。14ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額650万5,000円の追加でございます。1節現年課税分で487万6,000円の追加、2節滞納繰越分で162万9,000円の追加です。それぞれ収納見込みによるものです。

2目法人、補正額723万4,000円の追加でございます。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

2項1目固定資産税、補正額796万2,000円の追加でございます。1節現年課税分で699万8,000円の追加、2節滞納繰越分で96万4,000円の追加です。同じく収納見込みによるものです。

3項1目軽自動車税、補正額61万3,000円の追加でございます。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。次ページにまいります。

4項1目町たばこ税、補正額60万2,000円の減額でございます。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

5項1目入湯税、補正額133万2,000円の追加でございます。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額233万8,000円の追加でございます。1節地方交付税で普通交付税として、調整額分が追加交付されたものです。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額163万5,000円の追加でございます。1節農業費分担金で道営土地改良事業受益者分担金の確定によるものです。次ページにまいります。

2項1目民生費負担金、補正額10万1,000円の減額でございます。2節児童福祉費負担金で58万5,000円の減額、3節保育所費負担金で27万7,000円の追加、4節滞納繰越分で20万7,000円の追加です。それぞれ収納見込みにより精査するものです。

13款使用料及び手数料1項1目衛生使用料、補正額34万9,000円の追加でございます。1節墓地使用料でそれぞれ実績によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額571万1,000円の減額でございます。2節障がい者自立支援給付費国庫負担金で177万7,000円の減額、3節児童手当国庫負担金で408万2,000円の減額、5節国民健康保険国庫負担金で32万2,000円の追加、次ページの6節養育医療費国庫負担金で17万4,000円の減額です。それぞれ歳出で説明しましたが、事業費の確定などにより精査するものです。

2項1目民生費国庫補助金、補正額337万2,000円の減額でございます。2節臨時福祉給付金等支給事業国庫補助金で879万2,

000円の減額です。それぞれ確定により精査するものです。4節児童福祉費国庫補助金で542万円の追加です。道補助金で計上していた子育て支援対策事業補助金が、国の制度改正により保育緊急確保事業補助金と名称が変更となるとともに、国の補助金と道の補助金に分割されたことによるものです。

2目衛生費国庫補助金、補正額87万1,000円の減額でございます。2節環境衛生費国庫補助金で合併浄化槽の実績により精査するものです。

3目土木費国庫補助金、補正額1,442万7,000円の追加でございます。1節社会資本整備国庫補助金で社会資本整備総合交付金は雪寒機械購入などの確定によるもの、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、繰越明許費で実施します夕張太公営住宅改修工事の補助金となります。

4目教育費国庫補助金、補正額89万円の追加でございます。2節中学校費国庫補助金で耐震等改修工事実施設計分の補助金確定によるものです。

5目総務費国庫補助金、補正額5,689万7,000円の追加でございます。1節総務管理費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備事業補助金は確定によるもの、地域消費喚起・生活支援交付金及び地方創生先行型交付金は歳出で説明した事業費に係る交付金となります。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額33万3,000円の追加でございます。3節障がい者自立支援給付費道負担金で88万9,000円の減額、4節児童手当道負担金で83万7,000円の減額、6節国民健康保険道負担金で293万円の追加、7節後期高齢者医療保険道負担金で65万6,000円の減額、8節養育医療費道負担金で21万5,000円の減額です。それぞれ精査によるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額400万円の追加でございます。1節総務管理費道補助金で地域ふれあいプレミアム付き商品券発行事業の道の上乗せ補助となります。

2目民生費道補助金、補正額555万7,000円の減額でございます。1節障がい者福祉費道補助金で18万4,000円の減額です。福祉ハイヤー利用料金助成事業の精査によるものです。5節児童福祉費道補助金で537万3,000円の減額です。それぞれ精査をするものです。

4目農林水産業費道補助金、補正額1億9,761万3,000円の追加でございます。1節農業費道補助金でそれぞれ事業費の確定により精査をするものですが、次ページ下段の森林整備加速化・林業再生総合対策事業交付金は、町民プール建設に伴う交付金となります。

3項1目総務費委託金、補正額39万7,000円の追加でございます。1節徴税費委託金で確定によるものです。

16款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額36万4,000円の追加でございます。1節土地建物貸付収入で収納見込みによるもの

です。次ページにまいります。

2項1目不動産売払収入、補正額1,478万6,000円の追加でございます。1節土地建物売払収入で南幌工業団地を有限会社ハイダリー貿易への売却と中樹林道路工事に伴う町有地売却分となります。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額115万円の追加でございます。1節一般寄附金で竹内ミツ子様より100万円並びに町外在住の職員より15万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額590万円の追加でございます。1節ふるさと応援寄附金で実績によるものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額9,646万8,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で財源調整をするものです。これにより平成26年度末残高は8億,190万2,000円の見込みとなります。次ページにまいります。

20款諸収入3項3目水洗化資金貸付金元金収入、補正額18万円の減額でございます。1節水洗化資金貸付金元金収入で確定によるものです。

4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額158万3,000円の減額でございます。1節土地改良事業調査受託事業収入で晩翠地区外2地区の換地業務受託事業収入の確定によるものです。

5項2目民生収入、補正額34万1,000円の減額でございます。2節障がい福祉サービス費収入で同じく確定によるものです。

3目農林水産業収入、補正額73万2,000円の減額でございます。1節農林水産業収入でそれぞれ精査するものです。

4目給食費収入、補正額44万9,000円の減額でございます。1節教育関係給食費収入で56万5,000円の減額、2節滞納繰越分で11万6,000円の追加です。それぞれ見込みにより精査するものです。次ページにまいります。

5目雑入、補正額72万8,000円の追加でございます。1節雑入でそれぞれ交付金等の確定により精査するものです。

21款町債1項1目農林水産業債、補正額590万円の追加でございます。1節土地総合整備事業債で460万円の追加、2節農業排水事業債で170万円の追加、3節公共施設耐震等改修事業債で40万円の減額です。

2目土木債、補正額2,370万円の追加でございます。1節道路整備事業債で330万円の減額、2節公営住宅改修事業債で2,700万円の追加です。

3目教育債、補正額5億560万円の追加でございます。1節公共施設整備事業債で5億560万円の追加です。いずれも事業費の確定並びに繰り越し事業も含め精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ7億4,468万6,000円を追加し、補正後の総額を61億5,020万4,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正の説明をいたします。7ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正、変更でございます。中

小企業総合振興資金利子補給、変更前の期間、平成27年度から平成35年度まで、限度額56万2,000円を変更後の期間、平成27年度から平成36年度まで、限度額400万1,000円とするものです。新規の融資分8社が追加されたことによるものです。次ページにまいります。

第3表、地方債補正の説明をいたします。追加でございます。夕張太公営住宅改修事業（長寿命化等）、限度額2,700万円、生涯学習センター整備事業債（郷土文化伝承室移転事業）、限度額1,470万円、町民プール整備事業、限度額4億6,660万円、町民プール整備事業実施設計、限度額2,430万円、以上4事業を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りです。

次ページにまいります。変更でございます。それぞれ事業費の変更により、7事業の限度額を変更するもので、補正前の総額6億8,580万1,000円を補正後の総額12億2,100万1,000円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

第4表、繰越明許費補正の説明をいたします。追加でございます。それぞれ歳出でも説明しましたが、7事業につきまして翌年度に繰越し、事業実施するものでございます。以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 ここで、1時まで昼食の休憩にいたしたいと思います。
(午前11時50分)
(午後 1時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
午前中の説明を続けさせていただきます。
住民課長。

住民課長 続きまして、議案第6号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、補正額がございません。財源内訳を変更するものでございます。

4項1目医療費適正化対策事業費、補正額41万7,000円の減額でございます。説明欄でございます。11節需用費で41万7,000円の減、特定健診の啓発用のぼり旗などの関係経費が保健事業費で補助対象経費と認められたため、こちらで減額し、後ほど説明します保健事業費に移行するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、補正額1,400万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費負担金1,400万円の追加、給付費の増加を見込み追加するものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましては、補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。次ページにまいります。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額600万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者高

額療養費負担金600万円の追加、給付費の増加を見込み追加するもの
でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、補正額はご
ざいませぬ。財源内訳を変更するものでございます。

4項移送費、次の3款後期高齢者支援金等、次ページにまいります、
4款前期高齢者納付金等につきましては、補正額はございませぬ。財
源内訳を変更するものでございます。

7款1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金、補正額337万2,
000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、高額
医療費拠出金337万2,000円の減額でございます。国保連合会
への負担確定に伴い減額するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額457万7,000円
の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、保険財政共同
安定化事業拠出金457万7,000円の減額でございます。同じく
国保連合会への負担確定に伴い減額するものでございます。

3目共同事業事務費拠出金につきましては、補正額がございませぬ。
財源内訳を変更するものでございます。次ページにまいります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費、補正額32万円の追加
でございます。11節需用費で32万7,000円の追加、先ほど総
務費で御説明しました特定健診啓発用経費分を追加するものござい
ます。

2項の保健事業費につきましては、補正額はございませぬ。財源内
訳を変更するものでございます。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、補正額2,
527万7,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割
引料で償還金としまして、2,527万7,000円の追加ござい
ます。平成25年度の療養給付費負担金並びに調整交付金の確定によ
り返還金が生じたため、追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款1項1目一般被保険者国民健康保険料、補正額8,000円の
減額でございます。1節医療給付費分滞納繰越分で7,000円の減
額、2節介護給付費分滞納繰越分で1,000円の減額、いずれも平
成25年度に於おいての不能欠損処理に伴い減額するものございま
す。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額5
49万4,000円の減額でございます。1節現年度分の療養給付費
等負担金で549万4,000円の減額、負担金の変更申請に伴い減
額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額84万3,000円の減額
でございます。1節高額医療費共同事業負担金で84万3,000円
の減額、負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

2項国庫補助金1目財政調整交付金、補正額296万9,000円
の追加でございます。1節財政調整交付金で普通調整交付金として2
11万2,000円の減額、特別調整交付金として508万1,00

0円を追加するものでございます。それぞれ交付金申請に伴い減額、追加するものでございます。8ページにまいります。

7款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金、補正額84万3,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金で84万3,000円の減額。国庫補助金同様に負担金の確定に伴い減額をするものでございます。

2項道補助金1目道調整交付金、補正額244万7,000円の減額でございます。1節道調整交付金で普通調整交付金として1,943万円の減額、特別調整交付金として1,698万3,000円の追加でございます。それぞれ交付金申請に伴い減額、追加するものでございます。

8款1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金、補正額1,240万7,000円の追加でございます。1節高額医療費共同事業交付金で1,240万7,000円の追加。国保連合会での交付金確定に伴い追加するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,783万4,000円の追加でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金で2,783万4,000円の追加、同じく国保連合会での交付金確定に伴い追加するものでございます。9ページにまいります。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額435万5,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で435万5,000円の追加、内訳としましては、国民健康保険基盤安定繰入金で435万5,000円の追加、確定によるものでございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、補正額69万9,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金で69万9,000円の減額。財源調整のため減額するものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は3,260万3,468円となる見込みでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ3,723万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億9,349万3,000円とするものでございます。以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

病院事務長。

議案第7号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。5ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の、収入について御説明申し上げます。

1款1項1目入院収益、補正額2,263万円の減額でございます。入院患者数が予定より1,460人減少することを見込み、減額するものでございます。

2項3目他会計負担金、補正額2万2,000円の追加でございます。企業債償還利息の確定によるものでございます。

4目他会計繰入金、補正額155万6,000円の追加でございます。交付税対象経費の増額によるものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款1項1目給与費、補正額1,642万4,000円の減額でござ

議 長
病院事務長

ざいます。人件費の精査によるものでございますが、次ページの3節賃金では出張医師賃金として、派遣形態状況による増分を追加するものでございます。

2目材料費、補正額336万円の減額でございます。1節薬品費の精査によるものでございます。

3目経費、補正額276万円の追加でございます。18節手数料で、臨床検査手数料を検査数の増加のため追加するものでございます。

5目資産減耗費、補正額64万8,000円の追加でございます。除細動器、薬歴業務システム、眼圧計、心電計の更新による旧機器等の処分と期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額3万2,000円の追加でございます。償還利息の確定によるものでございます。次ページにまいります。

次に、資本的収入及び支出の、収入から御説明申し上げます。

1款1項1目出資金、補正額4,000円の減額でございます。企業債償還元金の確定によるものでございます。

2項1目繰入金、17万3,000円の減額でございます。栄養給食管理システム導入経費の確定によるものでございます。

3項1目企業債、110万円の減額でございます。事業費の確定により減額するものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款1項1目固定資産購入費、補正額137万5,000円の減額でございます。入札減によるものでございます。

2目病院整備事業費7万3,000円の減額でございます。工事費の入札減によるものでございます。

2項1目企業債償還元金、補正額6,000円の減額でございます。変動金利弁済による企業債償還元金の確定によるものでございます。

1ページにお戻りください。第2条、業務の予定量を年間延患者数で入院1,460人減の1万5,330人に、外来2,058人減の1万8,522人に、1日平均患者数で入院4人減の42人に、外来を7人減の63人に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を5億4,867万7,000円に、病院事業費用の総額を6億100万9,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は5,233万2,000円となります。次ページにまいります。

第4条、資本的収入及び支出を、資本的収入の総額を5,403万8,000円に、資本的支出の総額を7,580万7,000円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を2,176万9,000円に改めるものでございます。

次に、第5条、起債の限度額を110万円減額し、1,140万円に改めるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を1,642万4,000円減額し、3億3,646万8,

000円に改めるものでございます。

次に、第7条、たな卸資産の購入限度額を3,935万4,000円に改めるものでございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

都市整備課参事。

続きまして、議案第8号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。9ページをお開き願います。

1款1項下水道事業費2目管理費、補正額205万3,000円の減額でございます。管理費で205万3,000円の減額でございます。内容といたしましては、4節共済費及び退職手当組合負担金では、従事する職員2名分の人勧の精査による減額でございます。19節負担金補助及び交付金では、江別市に流出いたします汚水処理水のおおむねの精査により減額するものでございます。27節公課費につきましては、9月確定納付により3月中間納付額が確定したことから消費税の不用額を減額しようとするものでございます。

3目建設費、補正額1,969万8,000円の減額でございます。建設費で1,969万8,000円の減額でございます。内容といたしましては、15節工事請負費は、新設汚水柵の不用額の減額、19節負担金補助及び交付金では本年度、江別市南幌関連改修工事といたしまして、処理場、ポンプ場など、及び江別太圧送管硫化水素対策の管更生工事精査による減額でございます。

2款1項公債費1目元金、10万2,000円の減額でございます。元金で10万2,000円の減額でございます。次ページをお開き願います。

2目利子、補正額18万9,000円の減額でございます。利子で18万9,000円の減額ございまして、借り入れを行っております変動利率制の資本費平準化債の利率の変更0.05%減により、総額では8万9,000円の減額となりますが、元利均等償還により元金は追加となり、利子は減額となるものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、5ページをお開きください。関連いたしまして、第2表、地方債補正の説明をさせていただきます。変更といたしまして、起債の目的、下水道事業費、補正前9,250万円を補正後7,350万円といたします。1,900万円を減額しようとするものでございます。内容は、歳出で説明を申し上げました江別市南幌関連工事によります事業費の精算により減額するところでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおり変更はございません。

続きまして、最後の11ページをお開き願います。この調書につきましては、町及び本年、平成26年度から江別市南幌関連公共下水道事業に対します地方債の現在高見込み額を今回の補正内容に変更した内容を示したものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金1項負担金1目下水道事業負担金、補正額

5, 000円の追加でございます。2節管理費負担金の負担金5, 000円の追加でございます。この目では、昭和60年から平成3年に対して借り入れいたしました起債の借換債の利率変更に伴いまして、道住宅供給公社の起債償還負担金の精査によるものでございます。

続きまして、3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額284万3, 000円の減額でございます。1節一般会計繰入金284万3, 000円の減額でございます。歳出、管理費の江別市の施設に対して維持管理負担金を初めとする管理費総体の減額により、下水道使用料を充当していたものでございますが、起債償還に財源充当の変更を行いましたことにより、一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

6款1項町債1目下水道事業債、補正額1, 900万円の減額でございます。1節下水道事業債1, 900万円の減額でございます。歳出、建設費、江別市南幌関連工事負担金の精査により減額するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2, 183万8, 000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9, 558万8, 000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

住民課長。

議 長
住民課長

続きまして、議案第9号平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額286万2, 000円の追加でございます。13節委託料で介護保険業務システム改修286万2, 000円の追加、平成27年度からの介護報酬改定等に伴うシステム改修費を追加するものでございます。補助率は国2分の1、町負担2分の1でございます。

3項介護認定審査会費1目認定調査等費、補正額58万9, 000円の減額でございます。7節賃金で58万9, 000円の減額。勤務日数の確定により臨時介護支援専門員の賃金を減額するものです。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、補正額300万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス給付費300万円の追加。通所リハビリ等の増加により追加するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額1, 200万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護サービス給付費1, 200万円の追加。グループホーム並びに通所介護の増加により追加するものでございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額300万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、施設介護サービス給付費負担金300万円の減額。老人保健施設の入所者の減少によるものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、8目居宅介護住宅改修費、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、補正額はございません。財

源内訳を変更するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、次ページに参ります。中段の3項その他諸費、次の4項高額介護サービス等費、次ページの中段、5項高額医療合算介護サービス等費、その次の6項特定入所者介護サービス等費につきましても補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、補正額220万3,000円の追加でございます。1節現年分で220万3,000円の追加、調定額の増加に伴い追加するものでございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、補正額119万7,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金119万7,000円の追加。介護給付費の増加に伴い国庫負担分を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金、補正額80万5,000円の追加でございます。現年度分で普通調整交付金80万5,000円の追加。介護給付費の増加に伴い国庫補助分を追加するものでございます。

4目事業費補助金、こちらは目の新設でございます。補正額143万1,000円の追加でございます。1節事業費補助金で143万1,000円の追加。歳出の一般管理費で御説明しました介護保険業務システム改修費の2分の1相当の額でございます。次ページにまいります。

3款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額316万1,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費交付金316万1,000円の追加。介護給付費の増加に伴い交付金を追加するものでございます。

4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額98万4,000円の減額でございます。1節現年度分で介護給付費負担金242万4,000円の減額。負担金の変更申請に伴い減額するものでございます。2節過年度分で144万円の追加。平成25年度の介護給付費道負担分の確定により追加するものでございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、補正額150万円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金150万円の追加。町負担分を追加するものでございます。

4目その他一般会計繰入金、補正額84万2,000円の追加でございます。1節事務費繰入金84万2,000円の追加。歳出の総務費で御説明いたしました、システム改修費の2分の1の町負担分と認定調査費での賃金減額分でございます。次ページにまいります。

2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額411万8,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で411万8,000円の追加。財源調整のために追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,427万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,340万3,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額125万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、広域連合納付金として125万7,000円の減額。内訳としましては、事務費負担金で86万5,000円の減額、平成25年度の実績が確定したことによるものでございます。次に、保険料等負担金で48万2,000円の追加。平成26年度の収納見込みによるものでございます。次に、保険基盤安定分負担金で87万4,000円の減額。負担金確定に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額48万2,000円の追加でございます。1節現年度分で後期高齢者医療保険料48万2,000円の追加。平成26年度の収入見込みによるものでございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金、補正額86万5,000円の減額でございます。1節事務費繰入金86万5,000円の減額、広域連合共通経費分として平成25年度の確定に伴い町負担分を減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額87万4,000円の減額でございます。1節保険基盤安定繰入金で87万4,000円の減額。負担金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出からそれぞれ125万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,991万3,000円とするものでございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終ります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第5号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

2点ほど伺います。まず、26ページ、総務費の中の地域消費喚起・生活支援型事業の所のプレミアム商品券について伺います。プレミアム商品券、以前にも説明を聞いた中でなんですけど、商工会会員事業所しか使えないというふうに記憶しているんですけども、なぜ、これは限定されているのかということ。他市町村というか、この間、報道で三笠市の部分が出ていたと思うんですけども、あそこは商工会に限定しないでやっていて、まあ、イオンに流れているというニュースで、あまりよろしくないニュースなんですけど、それでも出ていました。うちの町の場合は、商工会に入っていない所がどのぐらいあって、どのぐらい対象から外れるのか、その辺を教えてくださいたいのと、例えば、農業生産法人等でも地場の中でお米を流通させている所もあるというふうにありますけども、そういうのに利用できないのかなというふうに考えています。それで、なぜ事業所、商工会会員事業所だけ

に限定したのか、その辺の理由をお伺いいたします。

次に、39ページの教育費の中で体育施設費、町民プールについて質問いたします。町民プールについては、計画説明を受けている中で、全員協議会の中でプールの水槽素材について決定する前から、議員として私は安価で耐久性がすぐれているステンレス製を採用するようにと要望してきたつもりでいます。また、特別委員会の中でも議論してきました。各議員も独自調査で、例えば、ステンレス製とFRPの比較表を作成した議員もおります。また、FRPの破損状況、その他ステンレス製のさび汁の発生状況等、その辺も調査した経緯があります。その中で結果として特別委員会で、水槽と基礎を合わせて総重量的に軽くて、安価なステンレス製がふさわしいというふう結論に達し、町長に文書で報告をしていたところです。ところが、再三の申し入れがあったにもかかわらずFRPで行きたいという町長のお話があったんですけども、なぜそういうふうになったのかと。その辺の経緯と思い、また、ランニングコスト等を考えてのこととあるんですけど、その辺のことを説明していただきたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

志賀浦議員からの御質問にお答えをいたします。まず、1点目のプレミアム商品券の関係でございますけれども、全員協議会の中でも議員御指摘のとおり商工会加盟店でなければ使えないという御説明を申し上げました。今回の商品券の発行につきましては、基本的に商工会のほうで全て運営をしていただくという形になります。そういったことからしまして、基本的には商工会の加盟店でなければ使えないということで進めさせていただきたいと思います。それで、現在、商工会の想定されるの店舗数としては、約80店舗がございます。そのうち、これから細部にわたって加盟店との対応可能かどうか、その辺の確認をしていく関係がございますけれども、80店舗全てが該当することはないのかなという想定は持っていますけれども。現在、対応できる店舗数としては80店という形で私どもは今、判断をしております。

それから、農業生産法人につきましても当然、商工会に加盟しているという形であれば当然使える範囲という形の中で今考えているところでございます。1点目については以上です。

議長
町長

町長。

志賀浦議員の町民プールのプール槽の関係でございますが、これまで議会の皆様方からいろいろ寄せられた御意見も参考にしながら、実施設計業者とお話しをさせていただいたところでもあります。詳しくは、それぞれの全員協議会あるいは特別委員会等々の中でお話しをさせていただいて、総合的に判断して、私どもは、これはこれからのメンテナンスも全部含めて、それから、安全性あるいは耐久性の問題も全部含めながら当初どおりFRPを進めさせていただきたい。議会の皆さんにもいろいろ御意見はありましたけれども、最終的に実施設計の方々ともお話しをさせていただいて、一番ベストな、将来的に向かってもベストであると判断いたしましたので提案どおりさせていただいているところです。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

1点目のプレミアム商品券について、確か運営を今、商工会にお願いしているということなんですけど、運営経費は確か予算計上されているはずなんですよね。事務費その他。その中で商工会が運営しているからそれでなきゃだめだというものには該当しないかなと私は思うんですよ。要は、事務費であれ、印刷費であれ、ほとんど予算計上されているわけですから。それであれば広く町民が利用しやすいプレミアム商品券にするべきかなというふうに思うんですけども、その辺、もし考えがあったら教えてください。

2点目のプールのことに関してなんですけど、委員会の中でも言ったんですけど、例えば、栗山町の指定管理者からの聞き取りで毎年、漏水防止工事をやっているという。その中で調査したことはあるのかという質問をした時に、していませんという回答をいただきました。あれから何週間か経っているんですけど、その後、した経緯があるのか、それを教えていただきたい。

また、町長が総合的に勘案してFRPと言うのであれば、それはそれで提案は提案として受けるところなんですけども、私は町民プールの建設に反対しているわけではないんですけども、やっぱりこの水槽の素材に関して言えば、例えば、安心安全って言いますが、逆に地震等の対応の時に防火水槽なり生活用水なりと、ためるにもFRPがそんなにふさわしいと思わないんですよね。昨年、滑川町という所に政務活動で視察に行ってきました。埼玉県で滑川町、東日本大震災で震度4から5ぐらいの所です。そこは新設した小学校プール、4年で漏水したそうです。震災の影響なのか施工ミスなのか、まだ結論に至っていないと言っていました。先日、電話で聞き取り調査したところ。4年で、かまが割れたという状況で。それで、それを知ったのはちょうど議会だよりの中の予算を組んでいる中で出ていたものですから、それをちょっと追跡してみました。ただ、100数十万円の修繕費が計上されていて、それを原課に聞いたところ、約500万円以上かかっているだろうと。業者と行政で折半じゃないけど、それ相応で分け合ったような話をしていました。そういう事例が全国にある程度あるはずなんですよね。そういうのは原課として調べた経緯があるんですか。悪い所ばかりで申しわけないですけども。その辺、もし調べた経緯があったら何点か教えてください。

議 長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

それでは、志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。まず、商工会の経費の関係でございますけれども、先般の全員協議会の中でもお示ししたとおり、運営経費につきましては人件費、それから、運営経費全て商工会さんのほうに捻出をするという考えでございます。それから、平成21年度に実は臨時交付金で、この商品券の発行を行った事業がございまして、その時には商工会、事業者側からの換金手数料というのを実は2%程度、徴収をしていたと。したがって、事業者に対しては100%換金をしていないという実態がございました。今回行います消費喚起型につきましては、これは商工会の御配慮

議 長
都市整備課参事
(再答弁)

もございまして、この換金手数料を徴収しないといったことで、100%事業者のほうに換金をするというような取り決めをしております。したがって、商工会に加入されている方がやはり中心となって商工会独自が運営されているわけがございますから、そういったことからすれば商工会の加盟店での制約という形の中で商工会さんのほうは協議を行ったところでございます。以上です。

都市整備課参事。

私のほうからは、プールに関して何点か御質問のあった点について説明をしたいと思っております。まず、最初にありました栗山町のFRPの水槽の例でございます。指定管理者の方がどなたかに提案されたという、管理運営上、好ましくないという資料は拝見させていただきました。調査は私どもではないんですけども、教育委員会サイドのほうからさせていただきまして、施設を整備された年数が割と古いものだったり、また、屋外のプールであったりといったようなことから、今回、町民プールの概要、屋内プールであり、また、地震、また、排水設備等にそういったような過去の管理上、好ましくない点も考慮した中での設計をするといったようなことで、FRP槽で今回は進めるということで、栗山町の事例についてはそういったようなことで判断をさせていただいております。

それと、プールの安心安全の、地震時ですとかそういった時の対応ということで、ステンレスのほうがそういった時に対応できるのでなかろうかといったようなお話だと思います。今回のプールの建物の中の置き方につきましては、全員協議会また特別委員会等で御説明させていただきましておりに、基本的には建物全体で支えた施設の中に設置されるプールといったようなことで、地盤に対しましては基礎、くい、また、プール槽そのものにつきましては、地盤層から応力が生じます力に対して、プール槽を支えるコンクリートの板、当然その中間にはサンドクッションということで砂が入りますけれども、そういったような直接的に地震能力がかかわりづらいような仕組みでの水槽の設置ということで、設計については考慮したものであり、また、そういう事故などでの反証ですね、そういうものが調査されているかといったような全般的なことでもございますけれども、これは、FRP槽を製造している会社から出しています、それぞれの災害に対してのFRP槽での損壊事例といったものが公表されております。それには神戸でありました震災、また、東日本の震災に対しても損壊はないとは申しております。その主な原因としましては、建物自体が支えきれなくなった状況によりプールが損壊している事例、また、地震により液状化が生じまして支えている地盤が液状化により噴出したことによるプール槽の損壊といったような事例は、やはりあるということで、今回の設計に際しましても、先ほど説明いたしましたおりに、地震に対して建物が損壊に至る、建物自体が損壊に対応するといったようなことの中での水槽の設置といったようなことから、建物が完全にもたないものであれば、水槽は当然もたないということにはなるでしょうけれども、部分的な損壊に地震が影響するというようなことでは考

えてはおりません。また、それに対応するというような方法で設計を講じているといったような内容でございます。以上です。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

プレミアム商品券につきましては、ある程度わかりました。ほかの議員もいっぱい質問があるかと思うので。

最後にプールだけ、もう1点聞いて終わりたいと思いますけども。今、説明があったように屋内プールであれば建物がもたないものはプールはもたないと、それは理屈はわかりますよね。ただ、今、説明の中でサンドクッション。サンドクッションが一番問題なのではないかと私は思うんですよ。砂の上に上げなかったらもたないプールが一番危ないですよ。地震で液状化になって、中に少しでも空洞ができたところから亀裂が入ってくるとはっきりしているわけですから。だから、今、安全だと言ったサンドクッションが一番危ないということをとりあえず申し上げておきます。もし何かあったら教えてください。その中で今、FRPでやるヤマハなのかなと思うんですけども、補償期間というのは何年間に設定しているんですか。その辺が、建ててしまったけども知りません、ではどうにもならないと思うんですよ。例えば、建設業者が補償するのか、FRPの落札した業者が何年間か見るのか。その辺のところははっきりしていないと、どうにも賛成できないんです、私は。その辺の説明をお願いいたします。

議 長
都市整備課参事
(再々答弁)

都市整備課参事。

最初のサンドクッションのお話ですけれども、サンドクッションは水槽を支える、ステンレスであれば砂利だという御理解だと思えますけれども、サンドクッションはあくまでも均一にFRP槽を介した水圧に講じるためのサンドクッションということで聞いておまして、サンドクッションが水を含むといった場合は、プール槽に、後段でお話がありました、ひび割れなどが生じた時に水が底にたまります。その、たまった水を抜くための施設をサンドクッションと、その下の底板との間に小さな穴を空けて、水を抜くような仕組みにしているといったようなことを確認しております。ですから、液状化によってサンドクッションが影響して、プール槽を損壊するといったような、地中からの応力に対して、さらに液状化による影響というものは、先ほど申し上げました耐圧板のほう、建物のほうで受けて、直接プール槽には影響しないような方法といったようなことで認識はしております。

それと、プール槽の補償の関係でございますけれども、補償については、基本的には1年の補償かなということで認識しております。施工のミスですとか、そういった瑕疵につきましては当然、約定でもってそれに対応するというようなことになってまいりますので、瑕疵問題以外の補償については通常の建設的工事での約款の1年といったようなことになるのかなと。また、特殊な防水措置ですとか、そういったようなことが考慮される場合でありますと、御承知かと思えますけども、屋根工事なんかにつきましては10年という補償もございまして、そういったような部位がこのプール槽の中で補償される所があるのかどうかというのは、大変申しわけありませんけども、その辺

のところの確認はいたしておりませんが、基本的な補償期間というのは1年なのかなということで認識はしております。以上でございます。

議 長
志賀浦議員
(再々々質問)

答弁も漏れがあれば許します。

答弁漏れではないんですけど、意見を言いたいんですけど。すみません。3回を過ぎましたけども。今、補償期間1年と聞こえたんですけど。まあ、特殊でない所だからというような言い方か、ちょっとあまりよく聞けなかったんですけど。1年の補償で数千万の水槽をつくるというのは普通考えられないかなと思うんですけど。それで逆に納得できないような気がするんですけど。まあ、これは意見ですから。確認がとれるのであれば何年まで最高とれるのかとか、その辺を確認とって、後で教えていただければと思います。

議 長
熊木議員

ほかにありませんか。

1番 熊木 恵子議員。

1つ関連と、あと、もう2つ質問します。プレミアム商品券のことでの関連質問をします。今、説明の中で商工会に入っている所で交換でしたよね。使う側の立場に立ったら、やはり多くの所で取りかえられるということが一番だと思うんですよ。それで私は、お米を、というのは一般的にはAコープとかそういう所だと思ったんですけども、私も生産者から直接買ったりしますから、やっぱりそういう形ででも使えればすごくいいんじゃないかなということ、今、志賀浦議員の提案ですごくいいなと思いました。だから、それが、個人の農業をされている方が商工会に皆さん入っているかどうかというのは、なかなか大々的に販売をしている所でない限りはないのかなと思うんですけども、その実態がわかっているならばそれをちょっと1点教えてください。

それから、22ページの町債、教育債の所なんですけれども、この中に町民プール整備事業と3つあるんですけども、生涯学習センター整備事業債の中の郷土文化伝承室移設の所で1,470万円が掲載されていますけれども、これは今まで説明されてきたことにプラスされているのか。この金額ではなかったような気がしたんですけども、ちょっとそこを詳しく教えてください。

それから、もう1点は、25ページの諸費の所です。先ほどの議案第1号で町葬の関係で賛成したんですけども、この諸費の所で名誉町民町葬執行委員会交付金事業ということで195万7,000円となっています。先ほどの説明によれば、葬儀をされた方から町のほうに、ということだと思うんですね。そうしたら、その差し引きで言うと町が負担した分は幾らなのかということと、先ほどの説明の中でも町葬に対して、ほかからお悔やみに来た方とか町民とか、一体何人が参列されたのか。それぐらいはやっぱり示すべきだと思うんですけども、その3点お願いします。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

それでは、熊木議員からの1点目の御質問にお答えさせていただきます。まず、商工会のいわゆる農業系の戸数の関係でございますけれ

ども、現在、私ども、承知をしておりません。いずれにしましても、これから商工会と細部に渡って内容の詰めが入ってまいります。私どもの考えとしては、先ほど志賀浦議員の御質問で回答したとおりでございますけれども、商工会の会員でなければ要は事業所としてやれないという形になっていくんですけれども。今、想定している件数としては80件でございますけれども、その中に、当然、扱える、できないというのは、これから商工会を通じて各事業所と確認をしていく関係になります。したがって、先ほど志賀浦議員の時に回答したとおり80件の全て対応できるかどうか、この辺については現在不透明でございます。御質問の内容の法人会、それから、個人経営の形態の農家戸数が、この商工会にどれだけの数があるかというのは現在のところ、私、承知をしておりません。これにつきましては、商工会のほうと詰めさせていただいて、後日回答できればなと思っています。以上でございます。

議 長
副 町 長

副町長。

それでは、2点目の熊木議員からの御質問でございます。22ページになりますけれども、教育債の中の生涯学習センター整備事業債ということで御説明をさせていただきます。郷土文化館の伝承室の移設につきましては、今現在、最終的に整備を行っておりますけれども、当初1,500万円ぐらいの経費を見込んでおりましたが、起債等につきましては当初予算から、まず、起債の借入れはちょっと事業がないかなというふうな感覚でおりましたので、起債の見込みはしておりませんでしたけれども、今回、いろいろと振興局、道のほうとも協議をいたしまして、この公共施設整備事業債というものの活用ができるということで、1,500万円のうち、おおむね95%程度の対象になるわけですけど、そのような形で1,470万円の起債借入れができるということになりましたので、一般財源ではなくて起債の対応ということで対応させていただきたいということで、今回補正を出させていただきました。以上でございます。

議 長
総務課長

総務課長。

熊木議員から3点目点の町葬の関係の御質問でございます。来ていただいた方については、約でございますけど、延べ800人というふうに押さえております。それと、かかる経費でございます。これにつきましては、当初700万円を予算化させていただいておりますので、今回、補正で195万7,000円を減額させていただいておりますので、約でございますけども500万円ぐらいの支出になっております。また、竹内様のほうから100万円の御寄附もいただいているということでございます。かかる経費については通常の葬儀の形式で、皆さんも御存じのような、かかる経費について支出しております。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

最後の今お答えいただいた町葬についてですけれども、内容がわかりました。それで、私も参列しまして、やはり名誉町民であられて貢献された方に対しての葬儀ということでは、すごく重厚なものだった

など思っています。関連で聞きますけども、以前も橋爪さんが亡くなれた時にやりましたけど、それと年数的に時間が経っていますけれども、それと比較して費用的にはどうだったのか、もし今わかれば教えてほしいと思います。

それから、プレミアム商品券については、前回、全員協議会の中でも説明を受けて、まだ商工会と詰めてはいないので詳細は決まっていないということでしたけれども、やはり早くそういうことはやっていかなないとだめだと思うんですね。それから、確かに商工会も手数料とかを取らないでということではありましたけれども、やはり商品券を買って、使う人方はやっぱり使い勝手がいいとか、そういうところがすごく大きなことだと思うんですね。ですから、その範囲をやはり広げるということで、より生かされるかと思うんですけれども、その辺をこれから詰めていく中で担当のほうでは、どうお考えなのか、そういう策があるのかどうか、それを1点伺います。

それから、95%のという生涯学習センターのこと、それはわかりました。以上です。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

町葬の関係でございます。橋爪さんの時の町葬、記憶でございますけれども、600万円ぐらいというふうに押さえております。予算は600万円ぐらいで。大体400万円ぐらいだったかなというような記憶もあるんですけれども。それと、あとは、橋爪さんの場合、差額の部分に相当する部分は御寄附をいただいている状態です。以上です。

議 長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

プレミアム商品券の関係でございますけれども、まず、今回、この消費喚起型の国がもう確かに消費喚起を早めなさいということで、この商品券の発行につきましては、本年の夏場をめどに発行しなさいという通知文が流れてきております。私ども、この補正予算を上げる前に、ある程度商工会とは大枠では進めてまいりました。ただ、細部にわたっては、これからこの予算が承認をいただいた後でなければ、各事業者へ調整をすることがなかなか難しかったこともございまして、今日まで実は各事業者への打診はかけておりません。実は、国からの配当の承認も先週の5日だったと思いますけれども、私どものほうでメニュー出しをしているこの3項目が、この交付金の対象になるということもあって、国の制度の承認も遅れたということもございまして。いずれにしても議員が御指摘のように、もう少し迅速に進めるべきではないかということは、これから細部にわたって商工会と、また、事業者と話していきたいということで考えております。それから、拡大の部分につきましては、私の回答が同じ回答になってしまうかもしれませんが、今、商工会の加盟店としては80店ぐらい加盟してされています。ただ、確かに議員御指摘のように拡大をして、裾野を広げるというのはあるんですが、これは事業者の考え方もございまして、一概に照会をかけたからといって拡大につながらないということも実はございまして。ただ、基本的には商工会の加盟店という、商工会が全て運営していく話になるものですから、基本ライン的には加盟店の購

入でないとできないという原則はわかりませんが、確かに、事業者が全て御理解をいただいて、当然メリットがあるという形になれば、事業者として受けていただけるでしょうし、逆に受けていただけない事業者も当然出てくるということで御理解をいただきたいと思いません。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の町葬の関係でございますが、私は、あまり金額で判断されてはいかなものかと。町政に対して、我が町がお世話になって、名誉町民と与えたものであります。当然、私どもは家族と相談の上で判断をさせていただいておりますから、多い少ないの問題じゃなくて、私どもは精いっぱい世話になった方々を思う気持ちで町葬をとらせていただいております。ただ、あとの寄附については、これはそれぞれの家庭、家族、親族の問題でありますので、幾らもらったとかもらわないとかとそういう問題ではなくて、あくまでも町としてこれまでにお世話になった、開拓をしていただいた、あるいは町を立派にさせていただいた、その思いを町民がみんなで町葬という形でさせていただくのが私は町葬だと思います。金額が幾ら使おうが使わないが、それは、また時代も違いますし、内容も違うので、そのことだけは理解していただきたいなというふうに、私はそんなふうに考えておりますので、そこだけひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

誤解されたのかなと今、思ひまして、町長に言ひますけれども、私は金額をかけたから、いけないとかどうだということではないんです。だから、私、第1号では賛成しました。ただ、やはり町の大事なお金を使う時に、やはり詳細というのは、やっぱりわかっておかないとだめなのかなと思ひます。私も議員になってから町葬は2回目、橋爪さんと先日の竹内さん、2回出席させていただきました。やはり南幌町の本当に町葬としてやる時に、たくさんの参列があつて、その方を本当にしのんでということでは、私もその気持ちは十分わかつているつもりですし、お金をかけたからいけないということをつもりも全くありません。だから、そこは誤解のないようにしておきたいと思ひます。以上です。

議 長
菅原議員

ほかにありませんか。

3 番 菅原 文子議員。

24ページの総務費、8目防災諸費11節需用費ですけれども、防災対策事業ですが、先ほどの御説明でフェスタというお話がありましたけれども、この周知方法を1点だけお伺ひしたいと思ひます。

議 長
総務課長

総務課長。

防災フェスタにつきましては、町の広報、当然ですね、広報、それと行政区長さんへお話とか、その辺をさせていただいております。以上です。

議 長
菅原議員
(再質問)

3 番 菅原 文子議員。

今、周知方法をお尋ねいたしましたけれども、お子さん連れて来ていただいた方とか、それから、中学生で何人かグループで来ていた方

とかいましたけども、体験重視でとてもすばらしいフェスタだったなと私は思っています。いろんなことも私も体験させていただいたり、おにぎりをお湯でできるんですよとかいろいろなお話をしていただいて、それから、子どもさんたちも消火器を使って火を消してみたりとかいろいろしていたので、私はこんなすばらしいことを、大人ももちろんですけども、子どもさんにも知ってほしいなという思いで見えていたんですね。それで、こういういろんな行事がありましても、本町ではなかなか参加していただくことが少ないと思うんですけども、これは今お話しいただきましたけれども、子どもさんとか親とか、どういう方を対象にされていたのかなということを御説明いただきまして1点お伺いしたいと思います。と申しますのも、やはり各行政区長さんにお話しをされましても、なかなか皆さんに伝わるといことは厳しいのかなと思いますので、その1点、再度お伺いいたします。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

防災フェスタについては、今、議員お話しのとおり、小さいお子さんからお年寄りまでということを対象にしております。それで、前回、2年に1回開催させていただいているんですけども、やはり今までは行政区長さんに当然お願いしたり、各少年団とかいろんな団体をお願いしてまいりました。今回につきましては、なかなか少年団とかいろんな団体も時期的にも忙しい時期に重なるものですから、前回開催した時にも、なかなか参加を要請されても厳しいんだというお話もございました。それと、各行政区につきましても、お話を申し上げて御協力はいただいたんですけども、やはり出ていただく方については、なかなか町内会に全てが伝達できないので、どうしても役員だけになってしまうということで、これもなかなか行政区としても案内されても厳しいというお話もございました。防災については、とにかく何か段取りして出てきていただくということではなくて、防災にもしなったら、皆さん避難所に駆けつけたり、自分でそういう意識を持って出てきていただくということが主になります。そういう面では広報等を通じて、当然、無線放送も通じて、皆さんに呼びかけて、そして、どのぐらいの方々がやっぱり出てきていただけるのかということも今回もやらせていただきました。残念ながら、皆さんも見ておわかりのとおり、私どものPR不足もございまして、若干少なかったということも反省しております。これにつきましては、また次の機会に方法を改めまして、いろいろ周知方法を考えていきたいと思っております。それと、お子様からお年寄りという目線は変えないで、今後も用意していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長
菅原議員
(再々質問)

3番 菅原 文子議員。

今、お話しいただきまして、やはり防災無線ももう少し、再来年ですか、平成29年度に全戸配布になるかなというところまで来ていますけれども、やはり町場の方たちには私のうちもそうですけども防災無線がありませんので、それを聞いて集まるということは非常に難しいと思っております。また、2年後になろうかとは思いますが、私は、もし子どもさんたちがキャンプに行った時とかも何か災害があつて、

川とか海とかで車が何か流されたりとか水の抵抗とか、そういうこともあるかと思しますので、自宅にいる時ばかりが火災になったり災害が起きるわけではありませんので、そういう意味からしましても、また、今後は学校を通じて親御さんとかにもお知らせできるような方法をとっていただければと思います。なるべく親子で参加できるような方法を考えていただければと思います。以上です。

議長

ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

33ページ、農業振興費の中の一番最後になりますけれども、北海道青年就農給付金事業補助金があります。これは150万円ということですが、本町は、この事業は初めてではないかなと思うんですけれども、もう少しちょっとどういう内容であって、どういう対象者であったかも説明していただければと思います。

それから、もう1点は、38ページです。38ページ、教育費の中の学校管理費の委託料で、中学校耐震改修工事実施設計として委託料が減額されておりますが、中学校の耐震改修事業ということで先般、全員協議会の中でも御説明いただきました中学校の耐震強化工事ですけども。この工事、中学校は御承知のように築50年近くになっている建物のようにありますし、これまでも大きな改造もしてきました。さらに、今度改修するとなるとどれぐらいかかるんだとお尋ねしたところ、20年ぐらいは耐用年数もつだろうということお答えでありました。それはそれで、その時間聞いていたんですけども、よくよく考えてみた時に、今の中学校がどうなんだろう。耐震強化をして、3階建ての建物に3億4,000万、5,000万ですか、工事費をかけての事業だということにも鑑みた時に、果たして今すぐやるべきなのかどうかとちょっと疑問に思いました。教育の観点からいけば、生徒がいるのにまず第一に耐震強度を直さなければならないということは十分承知しておりますが、そんな中で、この時期に来て、小学校とあわせてやるということですが、その最たる理由というのでしょうか、生徒が第一優先だと言われるかもしれませんが、財政や今後の建物を見た時に、その上で再度、耐震改修するということですけども、その判断した経緯というのでしょうか、ちょっともう一度、本会議で伺いたいと思います。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

それでは、佐藤議員からの1点目の御質問でございます。青年就農給付金事業の関係でございますけれども、まず、この事業の目的につきましては、北海道が新規就農者に対しまして就農直後から経営が安定するまでの期間、5年以内でございますけれども所得を確保するといったのが大きなこの目的でございます。それから、対象要件につきましては3点ございますけれども、原則といたしまして、25歳未満で独立自営就農する方。それから、2点目といたしまして、就農する市町村の人・農地プランに位置づけられている方。それから、3点目といたしまして、就農後の年間総所得が250万円未満の方が対象になります。実は、現在、対象者につきましては、平成23年からこの

経営開始型ではなくて、既に準備型として、もう受給をされている方でございます。平成24年の4月から26年の3月までの期間、この準備型を給付済みの方でございます。それ以後、経営の開始をしたということでございます。平成24年の昨年の4月から、もう既にこの経営型を受給をされている方でございます。現在、晩翠のほうで経営をしている方でございます。今回の予算につきましては、本来でございますと、27年分という形で次年度の予算で支給されるのが本来の筋でございますけれども、平成26年で前倒して支給をするという形の中で補正予算がついたものですから、今回、補正の中で対応するという形でございます。以上です。

議長
生涯学習課長

生涯学習課長。

それでは、私のほうから中学校の耐震の関係につきまして御説明をさせていただきます。御存じのように中学校の耐震、I s 値というのは、現在、0.6でございます。基準は、0.7以上ということになってございまして、その耐震化につきましては、文科省のほうでは平成27年度までにその整備を終えるようにという指導をいただいております。本町におきましては、総合計画の年次計画に記載させていただいておりましたが、当初、平成28年度の年次計画でございました。国の防災対策の補助金、または、起債等の充当財源が平成27年度までということから、それら有効な国の補助金、起債を活用しようということで、平成27年度に1年前倒しした形で実施をさせていただいて、子どもたちの安全を確保していくという考えのもと、この度、平成26年度で実施設計をさせていただいて、平成27年度に改修工事を行うということでとり進めている状況でございます。以上です。

議長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

1点目の新規就農者への支援ということについては、新規の方が入られたということで理解していいのでしょうか。晩翠地区に入られたということですけども。準備期間も含まれて新規就農者というのは町外の方が入られたのか。その辺、確認させていただきたいです。

2点目についてですけども、2点目の中学校耐震なんですけども、当初から総合計画でも計画されていたということでありまして、それはわかるんですけども、それはそれとして、中学校の建物を見た時に、今後、将来に向かって、その必要性、20年、耐用年数ということでもありますけども、20年間、確実にまた中学校として建物を存続していくというものがあるのかどうか。今、環境として子どもたちが少ない。小学校でも半分教室が余っている状況でもありますし、さらに旧夕張太小学校も空いている状況にあります。新たに3億5,000万、実質はそんなにかかりませんが、補助金がありますからかかりませんが、それまでかける必要はあるのかというそういう議論がされたのか。将来の学校関係というのは、まだ南幌高校も含めていろんな状況ではないかと思うんですよね。今、補助金の絡みもあるし防災起債の関係もあって、今やれば有利だということは説明も聞いておりますけども、この実施に当たって、そういうことも考えられたかどうかです。やれば、この時点においては、それは第一に考えれば防災優先

だということはわかります。しかし、将来においてそういうような建物ばかりに経費をかけていって、耐用年数20年かけて、3階建てのものをまた直してどうなんだということなんです。ずっと20年、あと本当に使えるのでしょうか。以前にも大きな改修もやってきている、お金のかかっている中学校であります。確かに生徒のことも考えれば、中学校、うちはどうするんだということになりますけども、そういうものとはまた別にもっとみんなで知恵を絞るということもあったのではないかと思うんですけど、この経過については、そういう話もされて、考えも含めて決断をされて、予算、実際に踏みきったのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたかったものですから、質問した次第です。

議長
産業振興課長
(再答弁)

産業振興課長。

それでは、1点目の御質問でございます。青年就農給付金の関係でございます。対象者の方につきましては、現在26歳の方でございます。町外から入られた方でございます。平成23年から晩翠地区の圃場の中で農業研修をした方でございます。その後、農業委員会の総会において賃貸の許可申請をされまして、現在、一町一反程度、ハウス栽培を主体として経営を開始した方でございます。いずれにしまして、昨年から経営の開始型の今、支給を受けておりまして、この支給が最長5年という形でございますので、当面は続いていく形になると思います。以上です。

議長
町長
(再答弁)

町長。

中学校の体制の関係で佐藤議員から御質問いただいたところでございます。中学校は以前、体育館をまず先に耐震工事をさせていただいたところでもあります。私どもは、まず、校舎の耐用年数60年、これが基本だと思います。ですから、まだ40数年であります。その中で、次のことをどういうふう考えていくかと。あくまでもやはり町の財政に負担をかけない、なおかつ、防災対策は、これは平成27年までにやらなければならない。やらないとすると、子どもたちの不安を募るわけでありますから。その代替があるわけではありません。ですから、3億が高いか安いかは別として、将来にわたって、どういう校舎がいいのか、いい議論を私なりにもさせていただきました。総合的に今どうあるべきかと。今、中学校に行き行って聞いていただくとわかんと思うんですが、いろんな教室を空き教室とはしていません。いろんな活動の中で生かして、教室を使っています。そういう子どもたちが伸び伸びして、教育環境があるというようなことであります。当然、耐震は、だからきちっとしてあげないと、いざ災害の時に崩れたという話にはなりませんので。以前にも生涯学習センターでお話をさせていただきましたけども、この20年ぐらいで我が町がどういうふうに生きられるか、生きられないか、大事なこの20年間ぐらいではないかなど。その中に、いい校舎がもし建てられるとすれば本当はいいんでしょうけども、うちの町には、まだそこまでの余裕がございませんし、将来に向かって建てていくよという、例えば、話にしても、その間、耐震の制度のない校舎に置いておくわけにはいかない。

そんないろんなことも考えて、今回、大規模改修と耐震改修とあわせてやりながら、少しでも子どもたちに安全安心を募りながら、そして、次の世代はどういうふうを考えるか。これはまだまだ今よりまだまだ少子化になりますから、それはその時点で考えながら、それに合った時に考えていただければいいのではないかなと。まずは、今のいる学校をきちっとしていくのが私どもの役割であります。不安な要素で、学校で学ばせるということにはならない。そんなふうに思っておりますので、まずこれをやらなければ、平成28年以降、この制度を使わなければ自前で全部やらなければならない、そんなことにはしたくないし、できるだけ皆さんの負担も軽くしながら、ほかの所にも事業としていろんな活動ができるように最大限注意を払って、今回、耐震改修、大規模改修をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

議 長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

耐震改修について、町長も考えられたということでもありますけども、私は、現状において子どもたちの安全を最大に考えるのは当然のことです。ですから私はそのことは否定しませんが、建物のもっと有効活用というか、生涯学習センターの時もそうでした、今さら言うのはちょっと失礼かと思っておりますけども、もっとやっぱりある施設を活用した中でいいのではないかなと思うんです。建物、箱物というものは。それで、小学校、今40人、出生数が切っておるかと思っておりますけども、そうなってくると、小学校、こういう言い方は私の持論だから聞き捨てさせていただいていいんですけども、小中学校1校でも間に合うことになっていきます。小中学校ということになるのかなと思うんですけど。だから、いろんな考え方があっていいのかなと思います。夕張太の小学校もあります。だから、今あるものとか、それを新しく建てるのかということも簡単であっていいです。お金もかかりますけども。いろんなことを想定されながら、もっと私たちにも話をかけて、議会にも話をかけるとか、そういうものがあっていいのではないかなと思いますし、議会の中でも十分な議論はちょっとされておりましたけども、もっと町全体の構造物について、ある程度はもう進んできちゃったんですけども、もう少し有効利用するというのも考えられていいのではないかなと私は思うものですから、中学校について、その辺のことをちょっと意見として話しをしたくて質問したんですけど。子どもたちの安全だということを第一に考えているということについては、私も異論があるわけではありませんが、それらのことを十分踏まえて考えられたというのであれば、それはそれで私の質問をこれで終わりたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員からいろいろお話いただきましたけれども、安全の問題は、これは第一でありますから。ただ、有効活用ということであればそれと同じような見合に近い施設が町内にあれば現在それもあるわけですけども、今現在の中では、中学校、別な所で授業をするというのは、そういう施設は1つありませんし、将来にわたって小中一貫

校とか中高一貫校とか、それはまた別の問題で議論はされるべきだというふうに思っています。当面2クラス維持の人数がしばらくはあるわけですから、今改修をしながら、これを使っていく上で将来に向けてまたそういう議論というのは出てくるのではないかなということだと思っておりますので。とりあえず学びをきちっとしておかないと、子どもたちが一番大事でありますので、私はそれは大きなお金を使いますけれども、やっぱり子どもたちの安全を一番に考えたいと、そんなふうには思っています。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

2時40分まで休憩をいたします。

(午後 2時29分)

(午後 2時40分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第6号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第5号については、起立採決を行います。

議案第5号 平成26年度南幌町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立8名、着席1名）

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 平成26年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成26年度南幌町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 平成26年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 平成26年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 平成26年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程16 議案第11号から日程26 議案第21号までの11議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程16 議案第11号 南幌町いじめ問題専門委員会条例制定について

●日程17 議案第12号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定について

●日程18 議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

●日程19 議案第14号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例制

定について

- 日程 20 議案第 15 号 平成 27 年度南幌町一般会計予算
- 日程 21 議案第 16 号 平成 27 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程 22 議案第 17 号 平成 27 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 23 議案第 18 号 平成 27 年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程 24 議案第 19 号 平成 27 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程 25 議案第 20 号 平成 27 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 26 議案第 21 号 平成 27 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上 11 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 11 号から議案第 21 号までの 11 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第 11 号 南幌町いじめ問題専門委員会条例制定につきましては、南幌町いじめ防止基本方針の策定に伴い、本案を提案するものであります。

次に、議案第 12 号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、保育対象児童を拡大するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 13 号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、第 6 期介護保険事業における第 1 号被保険者の介護保険料等の規定、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の制定に伴う事業の実施に猶予期間を定めるため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 14 号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法の一部改正及び、南幌町地域包括支援センター運営協議会を南幌町地域包括ケア推進会議に包含するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 議案につきましては、平成 27 年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました平成 27 年度各種会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副 町 長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議 長 ただいま上程されました 11 議案の取り扱いについてお諮りいたします。

2 番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程されました平成 27 年度各会計予算及び関連条例議案の審査につきましては、議長を除く 9 名による予算審査特別委員会を

設置して本11議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますが、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 正一議員からの御発言は、9名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本11議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りいたします。ただいま、佐藤 正一議員から提案がありましたとおり、委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には川幡 宗宏議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日10日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日10日午前9時30分まで延会といたします。

どうも御苦労様でした。

(午後 3時11分)

議長

おはようございます。

昨日より延会となっております平成27年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程27 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今期最後となる一般質問をさせていただきます。今日は、たくさんの方が議会の傍聴に見えておられます。感謝します。さて、東日本大震災から明日で4年になります。震災の傷跡は今なお残されていて、1日も早い復興を願わずにはいられません。特集番組が今、たくさん放送されていて、今なお避難生活を余儀なくされている、そういう方がたくさんいるのを思うと、自分にできることは何かないかなど考えています。質問にもつながるんですけども、先日のテレビ番組で「東北食べる通信」という企画をしていました。それは被災地を応援するというので、私も早速それに応募しました。それでは、ふるさと応援寄附金についてと今後の高齢化対策について町長に質問いたします。

1番目は、ふるさと応援寄附金で本町のPR作戦を、です。ふるさと納税が始まって、予想を超える応援寄附金が広がっています。この制度を活用し本町の魅力をPRすることは、今後のまちづくりへ大きくつながるものと思います。平成27年度の事業計画や謝礼品のカタログ等が示されていますが、さらなる内容の充実が求められるのではないのでしょうか。今年から寄附金の税額控除上限額が2倍に引き上げられることから、寄附の活発化や特産品をめぐって競争の激化が予想されます。このままでは、単なる特産品目当てのブームで終わるのではないかと危惧します。

そこで、本町をPRし、目的を持って本町を訪れてみたいと思っていただけるようなそういう企画が必要ではないのでしょうか。納税をしていただく項目に、例えば、植樹の企画を取り入れ、木の成長をメールなどでお届けし、「ふるさとの森記念祭」など、都市と農村の交流を図ることや、広大な大地、澄んだ空気、自然あふれる本町に来て、新鮮な農産物に触れ、味わい、温泉で心と体を癒しリフレッシュしていただく、こうした取り組みがきっかけとなり、本町への移住や田舎暮らし体験などに結びつけることになるのではないかと思います。

また、謝礼品カタログでは、ゆめぴりかやななつぼし、ピュアホワイトなどの本町特産品の希望が多数となっています。生産者の顔写真をつけたメッセージなどを添付し、その後の購買につながるような企画ができないか町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

ふるさと応援寄附金で本町のPR作戦を、の御質問にお答えします。議員を初め関係機関の御協力により、全国から2月16日現在で3,587件もの温かい御支援をいただくことができました。これは、魅力ある特産品や町ホームページ、ふるさと納税専門サイトを活用したPRやインターネット決済も功を奏したものと思うところです。いただいた寄附金は、図書の購入、地域の緑化活動、少年団活動や部活、高齢者世帯の除雪などへ大切に活用させていただきます。また、その様子については町ホームページを通じ、お知らせしたいと考えています。

議員御指摘の寄附指定事業や謝礼品の充実、町のPRや呼び込む企画、生産者が見える取り組みですが、寄附指定事業については、更新される町民プールの備品、農業支援など、新たな事業メニューを加えるほか、実績では南幌町にお任せが半数を占めたことから、指定事業以外の事務事業にも使えるようメニュー立てをしております。

謝礼品につきましては、実績を勘案し、寄附金額によりメニューが複数選べる仕組みや寄附回数制限の緩和、10万円の寄附者への御礼としていた南幌温泉無料ペア宿泊券を5万円の寄附とするなど、町に来ていただく視点も大切に、将来は特産品の創出も視野に魅力あるメニューづくりに心がけます。さらに、従前より進めている移住定住施策、並びに今後計画される地方創生事業と連携した中で、PRの機会として本制度も活用できるよう検討しております。なお、これまでも寄附をきっかけに本町に立ち寄りたいなどの感想も寄せられていることから、一応の成果も感じているところです。また、申込の際に行っているアンケートについては、ニーズの研究や首都圏におけるふるさと会などの設立の可能性を探るための貴重なデータとして活用することとします。

生産者の顔が見える取り組みについては、今後の検討とさせていただきますが、ふるさと納税を通じて直接商品購入につながったりピーター事例もあり、新たな輪として広がることを期待しているところです。

町 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。先日の全員協議会で平成27年度のふるさと応援寄附金の詳細が説明されました。これを読むとすごくわかりやすく、町のほうも努力をしてやられていることがよくわかります。なかなかこれが一般町民には、町内の方はふるさと応援寄附金でうちの町にはできないんですけども、やはりこういうことが町民の皆さんにも浸透していくということは大事なことかと思えます。私は、これを読みまして、それから、平成27年度の事業というのを読んだ時に、先ほど町長が答弁されたように、2月16日現在で全国から3,587件、本当にたくさんの応援寄附金をいただいたということには大きな数字であり、ありがたいことだと思います。寄附の指定事業というのでは今まで4項目あったんですけども、そういう中では、高齢者世帯の冬の除雪支援というのが最も多く18%、子どもの活躍を支える少年団活動が16%、生涯学習センター図書室の図書の整備に

5%、もう1つは地域が行う緑化事業に対して6%となっていて、そのほか特に指定しないというのが55%、半数を超えております。今年度は先ほど答弁されたように、そのメニューに2つ加えて、町民プール建設に関する事業、それから、南幌のお米を全国に広める事業というのが提案されています。それ自体はすごく一步進んで、いいことだと思うんですけども、私は先ほど植樹のことをちょっと質問させていただいたんですけども、このふるさと納税をめぐっては今、新聞とかテレビでもすごく大きく取り上げられています。やっぱりそれがどンドンどンドン行くと加熱して本当にブームで、その先は、というのも本当に危惧されると思うんですよ。それで、近隣とか道内でも早くから取り組んでいる所は、やはり次の段階、ステップを踏んで、例えば、上士幌とかは東京に行って、応援寄附金をくださった方を招待して、町をPRするという事とか取り組んでおられます。本町も今、27年度の中では、たくさん考えて、メニューを提案してきていますけれども、もう少し進んだものが必要ではないかと思えます。いろいろ考えまして、本町はやっぱり自然に恵まれている、それから広大な大地があるということで、木を植えるというのはどうかなと私は思いました。それは、2年前から取り組んでいます福島の子どもたちを南幌に招待する会というので、夏に福島の子どもたちを南幌に招いて、わずか5日間とか1週間くらいであっても被災地から離れて、この南幌で生活してもらおうということで、子どもたちが元気になって福島に帰っていくという事業にボランティアとして私も参加しています。その中で、ちょうど三重湖公園の所に町の協力もいただいて食事をしていました。桜の木と楓でしたか、2本ずつ植えてもらっているんですけども、子どもたちが後で感想とか手紙とか、それから、去年はホームページとかも出しましたので、そういう中に、自分が何年後かに南幌町に来て、その桜の花を見たいとか、おじいちゃん、おばあちゃんを連れて南幌に行きたいというようなメッセージを伝えてくれています。それを聞いた時に、都会の方、寄附を寄せられた方は半数以上が関東なんですよ。そういう中で、みんながみんな、都会の喧騒のそういう中で暮らしているとは思わないんですけども、やはりこういう南幌の良さを知っていただくということにつながる活動が望まれるのではないかなと思いました。寄附をしたことで1本、木を植えるという形で、それを現地に来られる方とか、来られなくて、1本、植樹のために寄附をしますということで、町でそういう形の森とかそういうものをつくっていくということで、今、メールとかホームページで木の成長具合をお伝えするという事で、本町を本当にPR作戦につながればいいんじゃないかなと考えます。それで、木を植えるのもいろいろ、その後もまた考えたんですけども、今、防災対策として、大雨とかそういうのがすごく多いですよ。ですから、南幌は夕張川とか川にも囲まれていますし、そういう意味では、植樹の場所も何かそういう形に考えていくとか、そういうことも検討できないかなと思うんですけども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

あと、もう1つ、木という話で行くと、由仁町で今、桜並木をつく

る会というのが活動しています。やっぱりそういう形で各地が競って自分の町をPRしたり、それから、いつまでもやっぱり住んでいけるという町にするためにいろんな施策をやっていると思うんですけども、その一環として、このふるさと納税を活用して、自分たちの町づくりというものを真剣に考える必要があるのではないかなと思います。生産者の希望の中で、ゆめぴりか、ななつぼし、それから、ピュアホワイト、そういう南幌の食品がすごく望まれています。そういう中にメッセージを、ということで、先ほど答弁の中でも購買につながったというお話がありましたけれども、そここのところをもう少し詳しくお伝えいただければと思います。お米に生産者の名前とか顔が入ることで、やはり受け取った方が、ああ、そうか、こういう方がつくっているんだというふうに共感にしていただけると思うんですよね。私も毎年、津軽農民組合という所からリンゴを買っています。その時に、こういう形で、小さくて見えないかもしれないですけども、写真入りで、自分がこのリンゴを育てましたということで、それとこのリンゴの食べ方とかリンゴにまつわることが書かれたはがきが入ってくるんですよね。毎年、それをやっぱり楽しみにして、今度はこういう人が作ったんだというふうに思って、また次の時に注文しようと思います。ですから、今回は、お米をJAのほうに委託するというような説明があったかと思うんですけども、それでもやっぱり何とか生産者が見える、そういうことをできないか。それを検討してほしいと思うんですけども、それを一緒にお答え願いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。応援寄附金、本当に全国から、いろんな方々から御寄附をいただいております。私が一番先に考えたのは、寄附金はやはり我が町の知名度が非常に薄い。札幌でも、南幌ってどこにあるのと言われるぐらい知名度がない。だから、いろんな形の中で少しでもアップしていただければと、そんな思いでさせていただいて。ただし、行政がやるわけでありまして、しっかりとした内容を進めながらやっていかなきゃならないというようなことで今回させていただいて、本当に多くの方々の寄附をいただきました。提案がいろいろあった中で、私どももいろんなことを考えております。これまでも木に関して、特に桜に関しては、いろんな事業でいろんなことをやりましたけども、現在、何本あるか調べていただいたでしょうか。本当にせつかくお金を投資していただいと、なかなか育ちにくい環境であります。それで、どう育つのかということのちよっと見ながら。近々では北海の土地改良区のほうでも100本かな、やっていただいたんですが、なかなか育っていないんですよ。それで、やはりいただく寄附金でありますから、しっかりとした後世に残してあげたいという思いがありますので、今は少年団だとか高齢者の対策だとか、まず必要にあるところの部分で。何か後世に残せるものは、という部分で、今回、プールの備品なんかにも使わせていただいと、来た時に寄っていただけるような体制づくりをしているところでございますし、当然、来ていただくということは、なんぼろ温泉

を入れたというのはそういうことなんです。それで、アンケートの所にもコメントをいただくようになっているんですが、やっぱり関東周辺の方々からは、そういうコメントもいただいているところです。それが何とか来ていただければありがたいなど。そういう思いの方々もたくさんおりますので。木の関係については、それもメニューの一つかと思いますが、管理だとか育つ、やっぱり大事な部分であろうと思いますので、その辺のある程度、確約ができる、行政としてやって、あとは知らないわということにはできませんので、なくなりましたということにもならないと。その辺のことで何がいいのかということになりますと、非常に難しい。本当は桜なら5月に来ていただければ非常に美しいという表現をいただけるんですが、なかなかその現実が厳しさがあるものですから、まだ、木の話にはさせていただいていないということでございます。

それから、顔の見える、当然、見える部分も大事だとそんなふうには思っておりますが、私はやはり品質の信頼性だと思います。お米も、今回行ったのと2回目、隣に行ったのと味が違うと言われるのが非常にやっぱり厳しさがあると思います。それで、今回なぜJAにしたかと。均一を保持されて、ずっといつ出しても同じ感覚で食べていただける品物にしたいと。当然、リピーターの方々はいろんなこと、声を出してきます。前のお米はおいしかったけど、今回は違うと。同じななつぼしでも、あるいは、同じゆめぴりかでも、そういうことが過去からずっとあるものですから、やはり我が町でとれた、全体で南幌町の中でとれたお米は同じ味で同じ品質が継続的に提供できる、そんなつくりがいいのかなというふうに思います。それで、我が町はそれぞれ生産者の部会がございますので、個人名がなかなか非常に難しい。あるいは、ピュアホワイトも同じで、ネットワークでやっておりますから、どういうふうに表現ができるかわかりませんが、可能な限りはそういうトライはしてみたいと思いますけれども、個人を特定してやれることにはちょっと難しい。今のうちの農家の実情からすると非常に厳しいのかなと。ただ、そういう部会を通じて、みんなで研さんをして、同じものをつくっているんだよという表現はできると思いますので、それらは、していきたいと思っておりますし、昨年、送りました中にはそういう部分を含めてチラシ等々も入れているようでありますので。ですから、リピーターとしてつながってきたと、そんなふうに理解しておりますので。実質的には、なかなかリピーターがどのぐらいあったかというのは非常に難しい。それぞれのところ、前は個人と言いますか、ネットワークのほうで行っておりますので、まだ確認はしておりませんが、私はそういう意味で、新しいお米ができた時点で配布をして、本年の皆さんからいただいた部分を新しいお米ができたよと。それが南幌町ですよと。そんな思いがあって、年1回という制度にしてきたんですが、リピーターが多いとなればそれもちよっとうれい悲鳴のほうでありますから、そっちはそっちでまた考えながら、今回も複数選べるよう、いろんな角度からやっていただいているところでありますし、今回もメニューとして南幌を利用できるも

のも1つ加えたりしております。そんな様子を見ながら、今後とも検討してまいりたいなというふうに思っています。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

ただいまの答弁の中で、今まで寄せられたメッセージ、こういうのがすごく受け取った側も町のほうも、こういう言葉があったんだということが、もし1点でも2点でも紹介していただければすごくいいなと思うのと、それから、ふるさと応援寄附金をいただいて、今後、広報とかでそういう紹介もするような計画があるのか、それもちょっと1点伺いたいと思います。

それから、答弁の中で、今回は指定事業以外の事務事業にも使えるようにメニュー立てをしておりますと先ほど答弁されたんですけども、この事務事業というのはどういうのを指しているのか。それをちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、もう1つは、首都圏におけるふるさと南幌会の設立につながるような、というふうに表現されていますけれども、今、南幌東京会とかそういうものがないので、そういう意味では、つながるような手ごたえが感じられているのかどうか。それも伺いたいと思います。

それから、もう1つ、寄附金の約半額が謝礼品として送られていますから、先ほども報告がありましたように、3,587件ということで金額も大体示されるですけども、やはり金額そのものが全て使えるというものではありませんよね。そうなった時に実質は申込金額の何%が本町の応援寄附として使えるような形になっているのか、それもし示していただければ伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。私もメッセージ等々、ほとんど確認をさせていただいております。その中でいろんな感想、がんばってくださいと、おいしい農産物をつくってください、そして子どもたちとお年寄りを大事にやってくださいというメッセージがほとんどです。そんな思いでいるものですから、やはり先ほど熊木議員が言われたような数字になってきているのかなと思っております。ですから、寄附については、いただいたものは大切に全額使わせていただきますが、単年度で全部使うという問題でなくて、長い間、少しでも長い間、皆さんに使って喜んでいただけるようにしていきたいというふうに思っています。

それから、広報については、それぞれ今までも取り上げたりいろいろしておりますけれども、いいメッセージがあればまた載せてみたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと会の関係でどうでしょうかと。僕も見ているんですが、関係につながるかどうかというのは、なかなか難しいなというふうに思っています。ただ、そういう方々がいますので、南幌の関係者が何人か丸を付けていただいておりますから、その辺の毎年そういう応援をいただければ、その人たちともまた私が東京に行った時にコンタクトをとればなど、そんな思いでおりますので、この辺はじっくり考えながら、また、うまく接点を結びながらやっていきたいな

というふうに思っております。

それから、メニュー以外については、いろんな扱い方がありますから、それは庁舎内でいろいろ検討して使っていきたいなというふうに思っております。南幌町で自由に使ってくださいという思いはありますけれども、やはりまちづくりに大切な部分でありますので使わせていただくようにいろいろ考えながら使っていきたいなというふうに思っております。

議 長
熊木議員
(再々々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

答弁漏れだと思っんですけれども、指定事業以外の事務事業ということは、今、最後に説明されたことなのか。その事務事業というのは、どういうことを指しているのかということを一問質問しました。

それから、もう1つは寄附金の金額、実質の金額が何%ぐらいとかというのはわかるのか。寄附金を3, 587件いただきましたよね。そこから、謝礼品は半額ぐらい使いますよね。それから、送料とかいろんなものが差し引かれますから、寄附金は寄附金なんですけれども、実際にはどれぐらいの金額が、というふうに。そのこのところの仕分けがされていて、もし説明ができればお願いしたいと思います。

もう1つ、ごめんなさい、私自身が先ほど再々質問で言い忘れましたけれども、桜のことなんです、桜並木が以前あって、やはり風とかそういうので枯れたりとかということはありませんけれども、別に桜に限定して木を、ということをつもりではないので、ぜひ検討してほしいと思います。

議 長
町 長
(再々々答弁)

町長。

答弁漏れだったという部分で、先ほど検討しますと言ったんですが、事務事業でいろいろ使えますので、いろいろ検討させていただきます。

それから、桜だけでなくいろいろ検討させていただくというのは、うちの町に何が本当にいいのかわかるかどうかという部分この木という限定がなかなかちょっとできないものですから、いろいろやっぱり検討しながら、せっかくしていただくのになくなるような、あるいは後で、後世でまた問題になるようになったら困りますので、十分検討させていただきます。

それから、応援寄附金、どうなっているのかと。あくまでも私どもは寄附をいただいたのは全額使わせていただく。そして、経費については町費で見えていますから、実質、送料込みで半分ぐらい、5割ぐらいは返還しているということでございます。丸々、寄附いただいたものは、それぞれの事業の中で使わせていただくということにしております。

議 長
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移らせていただきます。2 問目は、今後の高齢化対策と職員の補充についてです。平成27年度から29年度の第6期南幌町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画が示されました。計画期間は3年間ですが、高齢化のピークを迎える時期に向け、在宅医療と介護の連携等の取り組みを本格化していくための計画となっています。平成37年度までの10年間で本町の高齢化率は急激に高くなることが予想

されています。保健福祉の分野では、今年度新たな取り組みとして、地域づくりサロン事業や平成28年度は介護支援ボランティアポイント事業などがメニューに掲げられています。今後の保健師や専門職の役割はますます重要になると考えますが、職員の加配や増員をすることで、さらなる予防医療や健康増進につながると考えます。今後の高齢化対策を具体的にどのように考えているか伺います。

また、平成26年度の職員の定年退職は3名、平成28年度は5名が定年退職されると聞いていますが、どのような形で補充するのか伺います。新人の採用に加えて、一定の経験を積まれた社会人枠での採用や専門職などの採用により、現在実施されている事業や今後取られる事業に知識や経験を生かすことのできる職員の補充が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

今後の高齢化対策と職員の補充についての御質問にお答えします。平成27年度から3年間を計画期間とした第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画については、策定委員各位の御協力のもと、去る3月3日の計画策定委員会において決定をいただいたところです。

今回の計画では、昭和22年から24年に生まれた団塊の世代の方々が75歳以上に達し、後期高齢者となる平成37年を見据えて、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で生活を送っていただくために、日常生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と、それを推進していくための具体的な事業などを盛り組み、今後10年間の南幌町の高齢者施策の基本的方向を示した計画です。

しかしながら、急速に高齢化が進んでいる本町において、町が実施主体となつての取り組みだけでは高齢者の方々の見守りや生活等を支えていくには限界があるため、地域のみなさんの御協力をいただくことや、資源などを最大限に活用していかなければ高齢者の生活を支える地域づくりは推進できないと考えています。

議員御指摘のとおり、高齢化対策は本町にとって最重要課題の一つです。町では、既存の高齢者支援事業の継続・拡大を初め、地域の皆さんで取り組む介護予防活動や高齢者自身の地域活動など、町と住民の皆さんとの間で協力関係を築き、役割分担しながら高齢者の日常生活支援に取り組んでいくことで、計画の基本理念である高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるまちを実現できると考えています。

職員の退職に伴う補充については、年齢のバランスも配慮しながら採用を行ってまいります。また、今後の事業を見据えた専門職員の採用については、保健福祉系専門職のみならず、土木・建築など技術系職員の採用についても必要に応じ、知識や経験を勘案した採用を行いたく考えますが、多様化する行政需要に対応するには職員研修による個々の資質向上も大切な視点ということから、これらをあわせ職員体制の充実を図り、効率的な事業運営に努めてまいります。

議 長
熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。今回の質問は高齢化対策と、それから、

(再質問)

職員の補充ということで2つに分けて質問しているんですけども、答弁をいただきまして、高齢化対策の中で今年度から始まる事業が幾つかあると思うんですけども、その具体的な取り組みを示していただきたいと思います。

それから、介護保険事業計画では、高齢化のピークを迎える時期に向けて、在宅医療と介護の連携を本格化していく計画となっています。現在、実施されている事業が今すごく定着していると思うんですけども、参加者の感想とか期待の声などがありましたら紹介していただきたいです。

それから、先日もあいくるに行った時に、ノルディックウォーキングをしながら健康教室に来られている方がいらっしゃいました。やはり日常的な散歩とかで体を動かしている人が増えていると思うんですけども、以前、ノルディックウォーキングの普及に向けて教室とかを開かれて、今は各自がそれを使ってやっていると思うんですけども、今後、新たな人を募集してというか、そういうような教室が取り組まれる予定があるのかどうか、その計画の中に入っているのかどうか伺います。

今、保健福祉課の職員体制ということでは、目いっぱいいろんな事業を組みながらやっていると思うんですけども、今後の高齢化に向けた対策というのでは、今のままではすごく大変だなと思うんですけど、その辺はどういうふうに広めようというか、補強しようというふうに考えているのか。

それから、先進的に健康予防に取り組んでいる自治体では、保健師とか運動指導員などの増員を行い、事業を展開しているという事例が報告されています。本町では、それをどのように考えているのか。それは職員の補充のところでもつながることなので、それもちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、次年度、町民プールの建設にともなって、保健福祉課でも健康に配慮した取り組みの計画がされていて、今年度の予算の中にも載せられているんですけども、他町のプールなどを利用したメニューも計画に示されていると思いますが、職員の加配とか新たな採用とかは今期に限っては考えてはいないのか、それも伺います。

あと、これからいろいろ10年後を見据えてとかという中では、ますます職員の専門性が重要になってくると思うんですけども、その辺では見通しというのをどのように持っているのか伺います。

あと、もう1つなんですけれども、前に私、質問しまして、まちおこし協力隊などの採用ができないかという質問をしたことがありました。そういう中で本町ではなかなか難しいということでしたけれども、今、近隣でもすごく増えているんですけども、そういうふうな形での職員の補充というのを、この高齢化対策に向けて検討とかはされているのかどうか、それも伺います。

あと、何点もで申しわけないんですけども、町で、先ほどのまちおこし協力隊がなかなかできないという中に、過疎債とかいろんなものが使えないということがあったりもするかと思うんですけども、

そういう青年が町に入ることによって地域が活性化されたり、地域でのそういういろんなサロンをつくったりという形で運営がスムーズに行って、町に活気が戻ってきたという事例が結構、今いろんな形で報告とかされていると思うんですけども、そういう形に本町もやっていくような計画があるのかどうか、それを伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。細かい内容については、多分、予算審査特別委員会でもかなり言っていただけたらと思うんですけど、事前に聞かれましたので、後ほど職員のほうからお話しをさせていただきますが、高齢化というのは、これはもう黙っておいたって間違いなくうちの町も行くわけですから、将来を見据えているいろんな分野で元気なお年寄りをいかにつくっていくかということであろうと思いますので、そういう部分では一生懸命やっていかなきゃならないというふうに思っています。今あるそれぞれの機能、施設等々を活用しながら高齢者の皆さんがそういう部分でいろんな所に行っていたりするような体制づくりはしていかなければならないというふうに思っております。

また、行革ですべて職員も絞りながらやってきたところでございまして、非常に職員をこれからどんどんどんどんふやしていける環境にもないと思います。ですから、先ほど言ったように職員の研修も含めてやりながら、私の感覚では、うちの人数ぐらいの町の保健福祉等々で行きますと、十分満たす人数を採用しているというふうに私は感じております。総勢で行くとかなりの人数がおりますから、そこをやっぱり活用しながら、保健師さんたちが一生懸命頑張っていて今もいただいておりますけれども、新たにまた採用するかどうかは今後のメニューだとかいろんなことが専門職だとか出てきますので、それらも勘案しながら行かなければなりませんけれども、当面は今いるスタッフで私はある程度賄うことができる分野がほとんどかなというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げたように、新たなメニューがどうしても専門職が要するという場合については、今後は考えていかなければなりませんし、これは先ほど申し上げたように保健福祉課だけではなくて、いろいろな所の専門職がどうあるべきか。これからのまちづくりの中でどういうふうに出していくのかということを考えていかなければならないなというふうに思っておりますので。幾らでも職員をふやせばいいという時代ではないと思いますので。今いるスタッフでいかに皆さんで一生懸命やっていただいて、それから、その推移を見ながら、また考えていきたいなというふうに思っております。メニュー立での関係については、職員の担当課長のほうから御説明申し上げます。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

熊木議員の何点かの御質問についてお答えいたします。まず、1点目の本年度の具体的な取り組みはどのような事業を用意しているのかということの御質問でございますけれども、大きな事業といたしましては、まず、地域づくりサロン事業ということで、高齢者の集える場の確保ということで、試行的なんですけれども町内2カ所で地域づく

りサロン事業を、とりあえず平成27年度は町主体で実施したいというふうに考えております。

それと、次に各老人クラブの中で定例会という形の中で毎月集まって、いろいろ交流を図られているんですけども、その単位老人クラブごとに何とか運動の継続習慣を身につけていただくという考え方のもと、高齢者運動促進事業といたしまして各老人クラブに運動の画像を映す器具と、あと、DVDをお渡しして、何とか例会の時に最初10分か15分程度、運動をまずやっていただくような習慣づけというふうな事業を予定しております。

次に、質問にありましたプールの活用方法の部分にもかかわるんですけども、平成28年度、町民プールがオープンするという前段で、何とか高齢者の方にも水中運動を習慣づけていただきたいという考え方のもと、今年、隣町の長沼町のプールで年間通して事業展開しておりますので、その事業、3カ月間で1つのクールというふうになっておりますので、その3カ月間、1クールに南幌町民の高齢者の方が参加したい方を募って、参加していきたいなというふうに考えております。平成28年度以降は、建設された町民プールを活用して水中運動事業を実施していきたいなというふうに考えております。

大きな事業としては主にその3点で、あと、細かい継続事業の部分とかにつきましてもは拡大や参加者の意向を踏まえながら随時展開していきたいというふうに考えております。

あと、参加者の方からの感想等の御意見でございますけれども、これもたびたび予算特別委員会とか決算特別委員会でお話しさせていただいていますように、やはり参加されている高齢者の方の御意見としては、やっぱり週に1回、体を動かすことによって非常に元気になってきているだとか、あと、あいくるのほうに行かなくちゃいけないんだという気持ちがあるだけでも生活にちょっと張りがあるだとかという御意見をいただいておりますので、これからも何とか高齢者の方に外出の機会の創出を促すような事業を考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

それと、ノルディックウォーキングの普及なんですけれども、うちの町にまずノルディックウォーキングのポールが50セットございます。今、無料で貸し出しをしているんですけども、大体年間5件程度かと思っておりますけれども、貸し出ししておりますと、あと、快足シャキッと倶楽部のほうでも年に1~2回、ノルディックウォーキング講習会というのを実施しております。このノルディックウォーキングもせっかくうちのほうにポールがありますので、老人クラブ単位の中で、運動の習慣づけの中でノルディックウォーキングをして、地域を一周回ってみてはどうでしょうかというようなやり方も当然考えていきたいなというふうに考えております。

あと、運動指導員の採用といいますか、取り扱いの考え方でございますけれども、従来からずっとうちの町といたしましては、運動指導員は業務委託ということで派遣していただいております。今後当分の間は、この体制の中で職員としてではなくて、専門の業者

の方から運動指導員を派遣していただいた中で運動教室の実施をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、まちおこし協力隊云々という答弁にはならないんですけれども、やはり1回目の答弁の中にありましたように、高齢者の生活を見守る、支え合うという事業は、これから永遠に詰めていかなくちゃいけないものですから、やはり地域住民の方にも参加・協力していただいた中で展開せざるを得ない状況にもうちの町は来ておりますので、何とか今まで実施しておりました地域福祉を語ろう会を行政区単位で平成27年度以降も開催して、何とか地域の協力、向こう三軒両隣の意識を持った中で高齢者対策を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

何点か再々質問させていただきます。町でいろいろ補助をして、まちおこし協力隊のことも今答弁いただいたんですけれども、職員と一緒に何か地域づくりのサロンとかそういうような運営に携わることによって、地域の活性化とか高齢者や地域住民との協働とかということが各地でいろいろ今とり行われていて、成功事例とかもたくさん報告されているんですけれども、そういうような形につなげていくような考えがあるのかどうか、ちょっと1点確認しておきたいと思います。

それから、先ほど職員の補充のところで、私、質問し忘れたのかももしれないんですけれども、今年、平成26年度は退職される職員が3名と伺っています。今回、補充については3人とも新卒なのか、社会人枠での採用とかがあったのかどうか、それを1点伺います。

それから、平成28年度は5名の退職と聞いていますけれども、現在の職員の年齢のバランス、それはどのようになっているのか、これも伺います。

あと、必要に応じて、知識や経験を勘案した採用を行いたいと答弁していただいたんですけれども、具体的にはどのような部署を厚くするという考えが決まっているのかどうか、それももし考えていることがあれば伺いたいと思います。

あと、職員研修とか町内とか庁舎内とか近隣自治体とも連携して行われていて、そういう報告とかもされているんですけれども、そのほかに職員研修はどのような形で今後考えているのか、それも伺います。

あと、民間でもいろいろ実施されている研修会などに参加するような予定とか、あと、自治体職員向けの研修などもたくさん行われているんですけれども、どのように選択して職員はそういう研修とかに臨んでいるのか、それをちょっとお聞きします。

あと、先ほどの答弁の中でも、それから6期の計画の中でもあります、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができる町というのが第6期介護事業計画のコンセプトになっていると思うんですけれども、私自身も含めて、本当にいつまでも住み続けられる町にするというために、やはり行政と町民が一体となったまちづくりが必要だと思うんですよね。それで、先ほども答弁にありましたように、行政任せとかではなくて、やはり住民も一緒に、うんと

高齢になってからはいろんなこと、お手伝いとかもできないけれども、まだ一步入ったぐらいの時は自分もそこに加わってお手伝いをしながら高齢化社会に向かっていくということが望ましいと思うんですけれども、そういう意味では、60代、70代初めとか、そういう方々にまだ介護保険を使わなくても済んで、健康とかいろんなことを考えながらいろんな地域活動とか社会活動とかをする人をたくさん育てていくことが地域の連携につながっていくと思うんですよね。そういうことをどのように考えているのか伺いたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず、まちおこし協力隊については今のところ、うちでは考えておりません。というのは、そこまでまだちょっと特殊事情が違ふと私は思っています。全国の事例は、うちの町と違ふ特殊事情があつて、やっぱりそういう部分が必要な地帯ではなかろうかなというふうに思っています。うちは、まだそこまで行っていないような気がしますし、もっと、先ほど申し上げたように、地域の方々が支え合う、それを何とかつくっていきいたいなと、そんなふうにいるところでもあります。ですから、職員が資質を高めるために、それぞれのいろんな研修会のメニューがありますから、それに対応できる部分、うちの町として必要な部分については職員を派遣しながら研修をしていただく、そんな部分をとっているところでもあります。当然、今後、職員採用もいろいろ出てくるかと思えます。今年も3名、4月から新しい職員を採用させていただきますけれども、それぞれいろんな形の中で経験している部分、あるいは新卒も含めて新しい人材を採用するわけではありますが、一部経験している方もありますけれども、まだまだ十分経験したということではなくて、多少いろんな所もかじっていただいた部分を、昨年もそうですが、採用させていただいているという実情です。それは、その年その年のケース・バイ・ケースがありますので、当然、今後起きる部分があろうかと思えますので、慎重に良い人材を採用していきたいなと思っております。最初の答弁で申し上げたようにバランスよく、5、0とか、そういうことにならないような。今後とも我が町が90人台の職員でありますから、一回、町の職員になると40年近くにいるわけですから。その部分を考慮しながらバランスよく配置になるように取り組んでいきたいと思っております。専門職については、今後、いろんな所があります。先ほど申し上げたように技術的に言えば建築・土木、これは当然出てきますので。今後の我が町のインフラ整備が終わって、これからはメンテナンスに入りますから、専門職が当然いなければならない。そんなことも含めながら、将来的にはそういう職員も当然、いろんな角度から採用していきたいなというふうに思っております。また、地域、どうあるべきかということで、今、数件の行政区でやっている、それぞれの地域の語ろう会、これは若い人からお年寄りまで出向いて、いろんな地域の事情を話していただいたり、やっぱり顔の見える地域で顔の見える取り組みを今やっている。そこが年々増えてきて、やっぱりそういう意味ではいいのかなと。私は

そんなふうにして、それらを通じながら、やっぱり住みなれた地域がお年寄りには一番いいようでありますので、そこでいかに地域住民の方々と一緒になって生活できる環境づくりをしていくべきだなというふうに感じておりますので、それらをしながら元気なお年寄りをいかにつくっていくか。やはり閉じこもりが一番だめだという報告も聞いておりますので、少しでも地域に出向いたり、あるいは、あいくるでそれぞれの教室をやっておりますので、そういう所に出ていきやすい環境づくり、そんなことも進めながら地域地域でそれぞれ特色あるやり方でやっていただいくことがそれぞれのお年寄りも含めて、それぞれの地域、やがて町全体として伸びていく要素になるのではないかなど、私はそんなふうにしておりますので、そういう取り組みを進めていきたいと思っています。

議長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。
ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時28分)

(午前10時40分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町民プールについて町長に1点と、あと、執行方針についてもう1点。

まず、昨日の補正予算で町民プール建設が賛成多数で決定しましたので、昨日の質問と重複しないように心がけますのでよろしくお願い致します。老朽化した町民プールにかわる施設整備として、幅広い年齢層の町民が利用可能なプール建設が予定されています。道産材を活用した木造平屋建てで、見た目にも優しくとても良いものと思います。町民プール建設に反対するものではありませんが、計画が具体的になるにつれ、町民からの問い合わせもあります。当初、通年利用のできる健康プールではなかったのか等の声が多くあります。約6億6,000万円と大きな予算を伴う事業ですので、町民にもっと説明する必要があると考えます。町政執行方針で行政懇談会について触れられていますが、そのこととは別に広く町民の意見をもらい計画に反映するべきと思いますが町長の考えを伺います。

議長

町長。

町

長

町民プールについての御質問にお答えします。新たな町民プールにつきましては、議員おっしゃるとおり、幅広い年齢層の利用を見込むことから一般用のプールに加え、中高年の方々の健康増進を目的とした水中歩行専用プール、さらには幼児用プールを設置し、機能の充実を図るところです。また、加温することにより、開設期間も現在の町営プールより前後1カ月程度延長した5月から10月までの半年間とし、利用者数の拡大を目指すこととしています。なお、通年利用については、特に冬期間の利用者数と維持管理費が増大することから、難しいものと判断いたしました。建設場所については、スポーツセンターに併設し、施設の相乗効果と利便性の向上に努めることとしています。予算については、国・道へ補助事業採択の要望を重ねてきました

が、このたび、国の平成26年度補正予算の内諾をいただきましたことから本定例会に予算を計上させていただき、昨日、議決をいただきました。実施設計を終えたことから4月中に積算、発注業務を行い、5月には契約、工事を着工し、明年5月からの供用開始を目指し、手続きなどを進めていきます。この後については、供用開始までの間、魅力ある事業の展開、利用しやすい施設運営などについて、さまざまな機会を通じて町民のニーズを確認するとともに、子どもたちの利用のほか、アクアビクス教室や水中ウォーキングなど、より具体的な取り組みを検討してまいります。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

再質問をいたします。まず、質問の文面がよく伝わっていなかったのかなという思いで。質問の中で行政懇談会の開催についてという質問を入れていたつもりなんですけど、それが明確に答えられていなかったような感じなのかなと。さまざまな機会を通じて町民のニーズを確認するというところで、それで終わりなのかなと。私としては、6期の部分で触れている行政懇談会的なものをやってほしいという思いで最後に一言入れたつもりでいたんですけども。もし、その辺が明確に答えられるのであればお答えをお願いします。

また、通年利用で維持管理費が増大することが難しいということ、それはある程度理解はできますけども、やはり健康プールということと歩行プールを設けているということと、それと、高齢者の方々が夏場はパークゴルフ等で運動をしっかりなされているということ。冬場の健康プール利用というのが一番大切なのかなという思いがあるんですよね。その辺を勘案して、利用者、その他、また、町民の声を聞いて、将来的に通年で使えるようにする構想はあるのかなのか。その辺を1点伺いたいと思います。

また、さっき触れたように町民の声があちこちで挙がっていますけども、私どもにも何件かは来ています。町でもきっともって独自の方法で町民の意見は吸い上げているとは思いますが、例えば、説明がうまくなされていないのかなと。今ごろになって公民館の跡なのかとか、テニスコートを潰さないでほしいとか、また、温泉の近くに持って行ってほしいとか、そういう声が今ごろ聞かれるということは、私たちの説明責任も悪いのかなと思いがちちょっと反省しているところです。そういう声をいかに拾っていただけるかということも、まずお願いしておきます。

あと、プールに対するランニングコストの面、何回も委員会を開かれたり、全員協議会等で知らされていますけども、なかなかランニングコスト、どちらがいいのかなという思いでいます。ステンレスの時にはかかるよと。FRPはかかりませんよという話だったんですけども。その中で、委員会の中で質問した中で、例えば、FRPでフルジョイントにおけるコーキングは2年に1度というふうにヤマハは示していますけども、その辺がなかなか反映されていないということ。また、FRPで10年に1度というコースラインの塗りかえが予定されていましたが、ヤマハのほうで示したものでは3年から7年でコ

ースライン、プール本体の塗装が必要というふうになっている。どうも食い違っている面があるので、建設した後にランニングコストが予定より上回って変わったよということのないようにしていただきたいのと、その辺の確認もお願いいたします。

もう1つ、プールにおける補償、昨日の質問の中でプール本体の補償はどうなんだという話をしたら1年という。1年なんてありえるのかと思ったぐらいなんですけども。その辺はこちらからでも申し入れれば補償年限がふやせるものなのか。また、事故がなく安全に行ってほしいのはもう当然なんですけども、昨日示したように4年でだめになった事例もあるということから、FRPで導入した場合に、その補償と責任はどこが持つのか。例えば、ある程度、建設事業なのか、それとも執行する町なのか。まさか議会で決めたから議会という話にはならないと思うんですけども。ただ、多々そういう声が聞こえてきますので、その辺の責任の所在はどこにあるんだということ、その辺をお答えください。

議 長
都市整備課参事
(再答弁)

都市整備課参事

ただいま志賀浦議員から後段のほうで御質問がありましたランニングコストの関係などについて私のほうから説明を申し上げたいと思います。ランニングコストにつきましては、提示させていただきました、FRPであれば5年に1度程度でなかろうかといったようなことと、ヤマハが維持管理上、基本的に示す事項ということでの年数とのそごがあるのでなかろうかといったよなことの内容でございます。ヤマハが定期管理の指針として示している内容につきましては、ヤマハから項目について確認はしておりませんが、全般的には、ある程度、メンテナンスに経験的に擁する期間を示しているということであるようございまして、正確には3年に1度塗りかえをしていけば全てが万全ということになるでしょうけれども、現場的には5年に1度程度で塗りかえは済むのでなかろうかということでのステンレス製の塗装との比較にさせていただいたという考えでございます。

もう1つが補償の関係でございました。昨日は私どもの正確な回答ができませんで大変申しわけなく思っております。その後、設計業者を介しまして、補償の取り扱いの関係について確認をさせていただきました。FRPにつきましては、漏水に対しましては5年の補償期間があるということ。それはあくまでも製造メーカーとしての補償だということでございます。それと、ステンレスメーカーにつきましては、同じく漏水に対しましては3年という回答がございました。これは施工業者を介しておりませんので、施工業者を介した時に、その補償期間の取り扱いが施工に対しての補償なのか、製品そのものの補償なのかということについては、請け負った業者を交え、また、工事を発注する際の工事仕様書のほうに、どう表現しながら行くのかが今回、ちょっとプールについては特殊ということがございまして、私どもが今まで経験している仕様書とは若干一部異なることがありますので、その辺は設計業者のほうと協議をさせていただきまして、整理して掲示をしていきたいと考えてございます。

最後の、事故があった場合の補償と言いますか、後処理の責任の所在ですとかそういったような取り扱いについていかがなのかというようなことだと思います。その内容につきましては、昨日の御質疑の中で、過去に損壊があった事例で、メーカー、施工者、また、発注者側がそれぞれ改修費を持ち寄って改修していった事例があるといったようなことをごさいました。私どももこの事故に対しての検証された記事を拝見しております。その内容を私どもの目線で見させていただきますと、設計、施工、管理、それぞれにやはりうまくなかった点があったり、総合的に損壊していったという結果だったのかなというふうにとっております。そういったことから、それぞれのかかわった責任に応じて、その損壊部分の補修に当たっていかれたのかなということと考えております。今回のプールについてもそういった事例がないように、もちろん設計、施工、管理ということに努めてまいり次第でございますけれども、そういった不測の事態が生じた場合については、やはりその応分の責任の中で果たしていく必要があるのかなということと考えております。現在、申し上げられるメーカー補償の件については、先ほど申し上げました年限ということで確認をさせていただいておりますので、御報告をさせていただきます。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えいたしますけれども、懇談会等々、このプールだけでどうしてやらないのかという御意見かと思えます。これは、総合計画にも早くに入れさせていただいているところでございまして、そんな中で広く皆さんから御意見をいただいたと。逆に早くつくらないのかという御意見が多かった。今の現況のプールの中でいいのかと、そういう声がたくさんございましたので、私どもは、その中で議会の皆さんのいろんな発言はありながら検討を進めてきたところでありまして。冬期間もできる通年型のプールはどうだろうこうだろうという議論をさせていただいたけど、最終的には季節のプールにさせていただいた。これは皆さんとお話し合いの中で、ランニングコスト、それから、利用者のことも考えながら、冬はなかなか難しいねと、皆さんの御意見もいただきましたので、私どもはそのとおりに設計を季節性でやりましたので。これを今、通年でできるプールにするといったら莫大な費用がまたかかりますから、これはなかなか難しいだろうというふうに。まあ、お金をかければ、それは断熱効果から全部取りかえですから、そういう整備をすれば可能かと思えますが、当面、今の形態で行きますと通年型のプールにはならない、将来的にもならないというふうに思っております。

それから、町民の声ということで、私はいろんな会合でもそういうお話もさせていただいた。当然、議員もそういう声も聞いているということで、議会の皆さんの中で発言をいただいて、それは勘案して、最終的に提案いたしましたところでございますので。町からお話があったら、こういう話がありますよというお答えをいただければ町民の皆さんも理解いただく。何もないという話ではないと思えます。私どもは情報提供をちゃんとしながら、どうあるべきかと議会の皆さんと議論

を重ねた結果、今回の提案をさせていただいた、議案として提案させていただいた方法でやっていくということで決めさせていただいたということですので、当然、提案するということはその責任が非常にあるわけであります。それできちんとできなければ私どもの責任があるというのは、これはどの案件、このプールだからそうだというわけではありません。町が提出する案件は全て町の責任、町長の責任でありますから。今さら、この部分だけ責任を持つのか持たないのかと、そういう議論には私はならないと。それだけ提案するというのには重い責任を持っているわけであります。それは当然、議決のある議会議員も十分わかっていると思っておりますから、私どもは事前にいろんな協議をさせていただいて。たまたま今回そういう議決をいただいたということで、その旨をいただいたので、今度はそれができるように、早くできるように、これは順次進めていきたいというふうに考えております。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問をいたします。5期の計画のほうでうたっているからという話でしたけども、それはそれとして今、今年度、6期の部分でまた行政懇談会を予定していると思うんですよね。その中でできれば、今、これから建設中になる、まあ、建設してしまうから遅いというわけではないんですけど、結果的に議会の行政報告懇談会等でやっても、でき上がるまで知らなかったとかそういう話が多いんですよね。先回やった時も生涯学習センターに関して全然聞いていなかったような話。まあ、そんなことあり得ないと私も思うんですけども。ただ、できれば行政懇談会で出て行くのであれば、町民プールの概略、平面ぐらいを示して、皆さんに、今こういうものをつくっていますよぐらいの説明をしていただけると住民のほうもある程度理解していただけるのかなと。そういう感じで事後でも説明していただけるといいのかなと思うので、その辺をお願いしたいということと、また、できるかどうかということをお教えいただきたい。

あと、責任の話ですけど、それは今、町長が言われたように大きな責任というのは間違いなく持たなくちゃいけないと思うんですけど、その前に、先ほど言った補償。例えば、中身をしっかりと示していかなかったらだめなのかなと。例えば、今言われたように施工に関してはどうなんだとか、例えば、管理に関してどうなんだとかとなるんですけど、昨日示した例もそうなんですよね。結果的に地震が原因だというふうに特定するとどこも持たなくなっちゃうと。地盤の関係で設計が悪ければ設計者が持たなくちゃいけない。結局、責任があいまいになって、7対3ぐらいで持とうかとか、そんなような感じの決着を見ているみたいです。話の内容を聞くと。約500万ぐらいのところ110何万ぐらいのところですから。だから、そういうことのないようにしっかりと責任、まあ、設計責任もそうですけど、施工責任もそうです。管理責任はこちらにあるからあれなんですけど。そういうのをしっかりと示して。後々になって、どこがどうなんだということのないようにしっかりとやっていただきたいと思いますけど、そういう

ことは可能ですよね。それもお答えいただきたいと思います。

議 長
都市整備課参事
(再々答弁)

都市整備課参事。

補償の所在の明記に関してでございます。通常的设计内容につきましては、基本的には设计書の中で、これも基本的には工事仕様書というものが国交省から出てきております。それに従った仕様書づくりになりますので、独自のものをつくるということになりますと、発注者側がそれに応えた受注をしていただけるかどうかといったようなことが1つ担当者としては心配なことがございます。基本的には、国が示す仕様書に基づいた内容で仕様書づくりをしていき、さらに契約約款の中で瑕疵補償、事後の処理についての紛争等についての明記は工事約款のほうで表示する内容になるかというふうに考えております。議員おっしゃるとおりに、事後の故障等に対する対応について細心の注意を、設計上から今後、施工に入ってまいりますけれども、十分それぞれの役割の中で、しっかり進めて行きたいと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

懇談会で示すのかということでもありますから、どこまでできているかちょっと、いつやるか、時期はありますけれども。常に皆さん方にもこういう形でこうなりますと設計図から全部やっております。今、答えても全然問題ないので、私が答えるのではなくて議員も答えていただいで結構なので。私も懇談会には何らかの形で今の現況ということ報告はしなきゃならないと思っておりますので、そういうことはしようと思っておりますが、常にもう議員の皆さんには、設計をこうするよ、こういう場所にこうするよ、こういうふうになりますよと言っていますから、オープンにして即、町民の方に答えてあげるほうがすっきりするんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひ活用していただいで、早めに町民にお知らせいただければと思います。

議 長
志賀浦議員

10番 志賀浦 学議員。

次に移りますけど、今、町長が言われたように活用していただきたいということで、既に活用していただいでいますので、よろしく願ひします。

次に移ります。町立病院の維持と広域医療圏の連携強化について。執行方針分です。病院経営については、減少傾向が続いていた患者数は少しずつ増加に転じてきたが、収支は依然として厳しい状況。また、引き続き医師や看護職員の確保と経営改善に取り組み、持続可能な病院経営に努めると書かれていました。病院経営改善計画の進捗状況と具体的な取り組み、また、成果があれば伺います。

議 長
町 長

町長。

町立病院の維持と広域医療圏の連携強化についての御質問にお答えします。高齢者人口の増加が見込まれる本町にとり、町民の医療を確保し、安心な生活を支えることは、町内唯一の病院である町立病院の役割と考えています。病院経営改善計画の進捗状況と具体的な取り組みの成果についてですが、改善計画は計画の期間を平成25年度から平成27年度までの3年間とし、安定した町立病院の健全経営を目標

として、達成に向けて種々の項目に取り組んでいます。

計画につきましては、職員育成のための接遇研修会の未実施や経費負担の課題から、患者送迎サービス事業の実施の方向性が決まらないなど取り組みが遅れている項目も一部にありますが、おおむね計画のとおり進んでいるところです。特に、町民の健康保持のための人間ドックなどの健診業務や、保健福祉課と医師が連携し、地域に出向いて行った健康講座の開催などは、町民と病院の信頼関係をつくり上げるための効果もあり、その結果、1日平均の外来患者数は、平成26年度12月末では、前年同期対比4.5人の増となっており、今後においても新規患者数の増加が図れるものと思われまます。収支は厳しい状況ですが、引き続き、町民に利用される病院づくりのため改善に取り組んでまいります。

また、安定した経営のもとで医療を継続して提供するため、町立病院は、かかりつけ医のような役割を担い、患者の症状に応じた適切な初期対応に取り組めます。重い症状や専門的治療は江別市立病院や札幌圏域の基幹病院に対応いただくなど、適切な機能分担と、患者紹介・逆紹介など、より一層の連携強化を図ってまいります。

10番 志賀浦 学議員。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

再質問をいたします。今、町長の答弁の中で、幾らか改善されてきて、外来患者が戻ってきているというようなニュアンスだったと思います。しかしながら、なぜ収支がうまく好転していかないのかなという思いと、あと、改善計画の中で、職員育成のための接遇研修会の未実施と。また、昨年も質問しましたが、病院への患者送迎サービス事業の方向性が出ていないということ。一番大事なところなのかなと思うんですよね。改善計画の中、かなりのページ数、実施になっていて、なっていない2点がここであるということは、私のホームページで見てわかっていますけども。接遇研修会の実施、外部、内部とかと書いてあって、全然実施にはなっていないですよね。まあ、これはどうなのかわからないんですけど。あと、患者送迎サービス事業の検討、検証・検討・決定とあるんですけど、決定に至っていないということ。2点についてですけど、なぜ実施されないのかと、その辺の理由を教えてください。例えば、接遇に関しては、職員がいやがってできないのか、時間がなくてできないのか、費用がなくてできないのか。また、移送サービスについては、検討したけどどこまで進んで、どこがネックで止まったのか、その辺を教えてください。これが直れば、私は病院の経営もかなり良くなるのではないかなというふうに私的に思っています。

もう1点、医業収益の給与対比というのは、これは数字が2種類出てくるんですよね。平成25年度、点検評価報告書のほうでは85.2と出てくるんですよね。もう1つの経営改善計画の中の、これは目標数値なのかな、81.3と出てくるんですけど、この辺ちょっと理解できないので、もしよろしければ教えてください。これが、そして医業収益比率、給与対比率ですか、これが何%を目標にしているのか。民間でいうと60数%だと思んですけども、自治体病院でその辺が

ちょっと難しいかなと思うんですけど。今、町立南幌病院が何とか収支を合わせていくのに、この給与費では何%を目標にすればいいのかと。その辺の目標もあったら教えてください。

もう1点、医師の確保という点。3人体制でやっていくという方針は、もともと示されているところなんですけど、今、2.5人ぐらいなのかな、週に2回くらいだとですね。それで今、病院のホームページを見てみると、看護師の募集は行っています。医師の募集がいつの間にかというか、私はあまり見ていなかったんですけど、これは、もとは載っていたのかなと思いつつながら。医師の募集がやっていないということ。それは、なぜなんだということも聞きたいところです。あと、院長先生があと1年、2年ということなんですけども、その後、戸田院長にまだ、その後、残っていただけるのか。それともまた札医大から来ていただけるのか。将来展望が示されてきていない状況なんですよね。将来展望のないところに病院が四苦八苦しているというけど、その辺もなかなか痛しかゆしで歯がゆいところなんですけども、医師の確保の将来展望のほうもあったら教えてください。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

ただいまの志賀浦議員の御質問の件ですが、1点目の職員の待遇研修が未実施の件、結果的に申しますと研修会開催に当たる経費を見込んでおらず、平成26年度まで未実施ということになっておりました。また、内部における研修においても適正な講師体系がとれず未実施ということで、来年度、平成27年度においては御承認いただけましたら速やかな研修の体制に移っていきたいと考えております。

あと、次の送迎サービスの関係なんですけれども、実質、検討が止まった形になっております。皆さん御承知のように、現行の病院の収支の状況におきましてはマイナスの状態となっております。送迎サービスにつきまして、病院独自の収益の中で取り組んだ場合、今の現況では、マイナスの数値が膨らんでいくという状況下にありますので、送迎サービスにつきましては、今後、費用負担、経費負担の方向性が明確とならなければ、病院単独での事業実施は難しいものと考えておりますので、今後、他の方法も含め慎重に協議していきたいと考えております。

あと、医業収益の関係の給与対比ということなんですけれども、申しわけございません、点検表との差というのがちょっと確認できないんですけども、目標としましては、経営改善計画において平成26年度では給与比率84.9、平成27年度では81.3ということを出ております。当然、病院収支の中におきましては、給与比率が下がると経営が改善されてくるということになるんですけども、現状におきましては、職員数の年齢構成が変わるという状況下にもないことから、現行におきましては、収入のほうを上げていかなければ経営が黒字化には、現行の費用負担の割合ではならないのではないかと考えております。

議 長
町 長

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。待遇あるいは移送サー

(再答弁)

ビスといろいろ検討させていただいてはいますけれども、費用負担、病院の中で全部見れということになると、かなり厳しい今の状況かというふうに思っております。それで、どういう方法がとれるのかどうか。その辺も視野に入れながらやらないと、病院だけで全部負担させるということ、これは到底無理だという状況になっております。ですから、今後の公共交通のあり方も含めてどういうやり方がいいのか、それは検討していかなきゃなりません、単純にいいというスタイルにはならないかなというふうに思っております。

それから、給与費率、いろいろ今、事務長からお話しさせていただきましたけれども、どうしても病院には枠がございまして、看護師が何人、医師が何人、ベッド数が何人と。それは絶対確保しなければ診療報酬のほうに影響がありますので、そのぎりぎりの中で今やっているとありますから、非常にそれでも厳しい経営状況ということと御理解いただければ一番わかりやすいかなというふうに思っております。

そして、医師の確保の募集は、どうしてやっていないんだということとございます。過去にいろいろ募集をさせていただいて、うちにも来ていただいた先生、それから、道内の自治体で募集してきた先生、今も訴訟問題をやっていますが、そういう事例が出ているのと、やはり私も、それぞれの首長さんにお話を聞くと、もうそれは無理だという。まあ、相当、町が負担するのであれば、それは先生が来るかもしれないけど、一過性で帰ってしまうよと。そんなことをいただきましたので、今、その関係機関、北海道を含めて、医大、江別市立病院、関係機関、これは院長の定年退職の問題もございまして、それらのお願いをしながら情報提供をしていただいて、その中で対応してまいりたいと。ただ、医師確保というのは非常に難しいものが、これはあります。でも、町立病院として健全に維持していくためには医師がいなければだめなのでありますから、当然、そういういろんな機関を活用しながら信頼性の高い医師の後継者を選んでいきたいなど。そのための今、活動中とございます。以上です。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学議員。

再々質問させていただきます。まず、1点目の研修、その他ということで、予算に盛り込んでいなかったというか、費用がなかったという話だったんですけど。平成27年度予算に盛り込まれているのであれば、これは予特の中でしっかり揉んで、認めていきたいなと思いますので、ぜひ実施してください。3年計画の最終年になって初めて予算を出すということになるというのは、どうも解せないなというふうに思うので。早く取り組んでいただきたい、こういう身近なことから。

移送サービスに関しては、今、巡回バスを利用してという状況の中で、独自に費用負担が病院会計ではできない。それは事実わかっていますので、できればこれは行政側のほうと、病院と別としても検討していただきたい。それで、できるかできないかというのがネックだったと思うんですね。ただ、検討していて、例えば公的な病院が移送

と思います。ただ、費用は相当かかります。行政がやるわけだから中途半端なことはできません。車あるいは人員確保、それなりの相当のお金をかけなければなりません。それが今そうできるかどうか。これは今検討しながら。ですから、先ほど言ったように公共交通のあり方を含めて、全体としてどうあるべきかと今検討させていただいていますので、そのことを中心に今後どうあるべきかということでもあります。議員御指摘のように入院患者がちょっと減っています。入院単価と外来単価も皆さん御存じかと思います。そういう関係もございまして。今度は外来、もう少し余裕があると思うんですが、これ以上ふえると本当に3人体制、内科2人体制にしたら、もう1人医師がふえたから、そうしたら経営が良くなるかといったら、私は今それを計算してもなかなか見出せない。1人ふえたから患者が倍になるか。そういうことにはならないだろうと思います。そうすると、本当に経営がいいのかどうか。ただ、入院患者もふえてきて、医師が今、手が回らない、外来も受けられない、入院患者も受けられないというのであれば、これはまた別でしょうけども。今の状況になるとちょっとまだまだそこまで行かない。その様子を見ながらさせていただいております。

それから、医師の確保においてはもう3年前から、定年がわかっていますから、医大を中心にお願いはしております。ただ、答えがまだ返ってきていませんので、私はそれ以上動けませんし、近隣の町と今連携をさせていただいておりますが、これも道の事業を通じてやっていますから、急に変わったから、要らないからやめましたと、そういうことにはならないと思いますが、数年先はそれはわかりません。ですので、そのことも踏まえて、札幌医大と何とかコンタクトをとりながら後継の先生を探しながら今いるところでございます。それが皆さんに報告できないのが残念でありますけれども、それだけ今、道内の医師が不足しているということのようであります。ですから、今、掛け合ってはいますけれども、答えがいついただけるかどうか。うちのほうとしてもいろんな手を打たなければなりませんので。あくまでも医大のお話をいただいた後に次の行動、次の行動、ということになるかと思っておりますので。今まで医大に大変お世話になってますし、今も休日夜間、救急の関係は医大からかなり来ていただいております。そんなことも含めますと、医大とのパイプもちゃんとつくっておかないと病院経営は救急告示病院としても成り立っていかなくなりますので、そのことを踏まえながら医師確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

議長 ただいまの志賀浦議員の発言につきましては、後刻、速記録を調査し、不穏当発言があった場合には善処したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に、6番 佐藤 妙子議員。

佐藤(妙)議員 本日は2問、町長に御質問させていただきます。

1問目、本町の目指すボランティアのあり方について。本町のボランティア活動は、福祉・教育・子育て・高齢者・スポーツ・町内の美

化・まちづくり等、多様な分野に広がっています。ボランティアの裾野を広げるためには、今後活動したいと考えている方々に適切な情報や機会を提供し、ボランティア活動に参加しやすい環境が必要と考えます。

しかし、本町ではどのようなボランティアがあり、どのように活動され、どこに聞けばよいかのかわからないという声を聞きます。そこで2点伺います。

1、各部署で行われているボランティア活動の内容がわかりやすい総合窓口、案内所の設置の考えはあるか。

2、本町では平成28年度から介護支援ボランティアポイント事業を導入する検討をしているが、今後はどのように進めていくのか。

議 長
町 長

町長。

本町の目指すボランティアのあり方についての御質問にお答えします。ボランティアとは自分自身の自由な意志によって、援助のため進んで行動する人です。ボランティアと言っても、大きくは町民や地域・団体の活動もあれば、企業活動を通じた地域貢献、自分たちの趣味を通じて人々に喜んでもらう活動、スポーツやイベントの運営ボランティア、散歩の途中にごみを拾うことも立派なボランティアです。

本町においても、子どもたちの見守り活動、高齢者宅への除雪ボランティアなど、たくさんの皆さんがいろいろなボランティア活動を実践されており、安心安全なまちづくりに貢献いただいていますことに心より感謝を申し上げます。

1点目については、現在、総合窓口は設けていませんが、町民や地域・団体の活動の面では、役場各所管においてお問い合わせに対応していますし、福祉の面ではボランティア団体の登録窓口である社会福祉協議会、生涯学習の面では、教育委員会による地域ボランティア推進事業を行っていますので、お気軽に御相談いただければと考えます。なお、ボランティア活動については、町ホームページや各団体発行の機関誌、イベントなどを通じて周知しているところですが、町といたしましても機会を捉え、周知に努めていきます。

2点目の御質問については、平成28年度から実施することとしている介護支援ボランティアポイント事業は、急速な高齢化が進む中、高齢者自身が支えられる立場だけではなく、社会とのつながりを持ち、社会貢献・社会参加を通して介護予防を推進していくことを目的とした事業で、今後、地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な介護予防事業の一つと考えています。実施については、既に全国各地において、高齢者の在宅生活を支えるための地域の人材等を活躍した多様な介護ボランティアポイント制度事業に取り組まれていますので、平成27年度では、南幌町らしい介護支援ボランティア制度を構築していくため、先進地視察や情報収集などの調査検討を行ない、平成28年度より実施していきます。

6番 佐藤 妙子議員。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

再質問させていただきます。本町では仕事を退職され、今後、ボランティアを通して地域とかかわりたい、また、人生を豊かに暮らした

いと希望する方がどんどんふえてくると思っております。その方たちが、南幌ではどんなボランティアがあるのか知りたいと思う時に、教育委員会に聞きに生涯学習センターへ、また、社会協議会へ聞きにあいくるへ相談に来てくださいというのは、いかがなものかなと思います。今後、ボランティアの位置づけというのは協働のまちづくりを支える上で重要になることは間違いないと思っております。役場本庁舎の窓口を1カ所にして、住民がわかりやすく参加しやすい工夫を行政は側面から応援することが大切だと思いますが、1点、いかがでしょうか。

それと、また、南幌のホームページを開くと、このホームページも大切なツールだと思っております。そのホームページを開くとすぐ、ボランティアと一緒にしませんかとか、すぐ目に入りやすい工夫、また、そこを検索すると町のボランティアの内容が一目でわかるという、そういう一目でわかる見やすい工夫というのも必要になってくると思います。

それと、介護支援ボランティアですけれども、この介護ボランティアポイント制、今さまざまな地域でこの介護支援ボランティアポイント制の事業が大きな成果を上げていていると聞いております。本町でも、ぜひ皆さんが参加しやすいいいものをつくっていただきたいと期待しております。この介護支援ボランティアポイントというのは、決められた介護事業所や在宅で介護認定を受けている方の所へ65歳以上の方がボランティアをして、ポイントが還元されるという、そのような仕組みになっている自治体が今多くあります。しかし、80歳や90歳になっても介護保険に頼らずに頑張っていच्छる方も町内ではたくさんいらっしゃいます。介護認定は受けてはいませんが、生活の一部を少しお手伝いしてほしいという、そういうふうに願う方や、高齢者事業団までには頼むまではいかないけれども、例えば、ごみ捨てとか犬の散歩、電球の交換、話を聞いてほしいなど、家族が近くにいない方であっても、なかなか近所に頼むことができないという方もいらっしゃいます。今回、町長の執行方針では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、自分らしい生活を送ることができるよう努力しますとありました。この介護ボランティアポイント制とは別に、介護保険を使わずに、健康長寿に努力されている方へボランティアに値するほどの少ない報酬で、有償ボランティア制度を考えてはいかがかなと思います。このことについてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。まず、総合窓口、どこに行っているかわからないとか、いろいろ。まず、足を運んでいただいて話を聞くというのは私は大事なかなというふうに思っております。どちらを目指しているのかわからないんじゃないかと、やっぱりボランティアをしたいということであれば、福祉の面なのか、教育の面なのか、あるいは役場の面なのか、今役場でやっているいろんなこと、窓口のボランティアやりたいというのか、その辺がちょっとわからないので、やっぱり足を運んで、それぞれ自分がしようとするボランティアの所

に来ていただくというのが大事なのかなと。今の状況の中で、例えば、役場1カ所に来ていただいても、あっちに行ってください、こっちに行ってくださいということになりますので、やはり自分が目指そうという部門に、まず、ボランティアをこうしたいんだけどというお話し合いというか一回来ていただく、そして、職員等々でお話しをさせていただいて、自分が目指すボランティアをやっていただければ一番ありがたいなと私は思っております。

それから、ホームページの部分については可能かどうかちょっとわかりませんが、そういうことができるのであればちょっと考えてみる必要があるなというふうに思っております。ぜひ、役場の職員、地域担当職員もいますので、利活用いただいて、せっかく志があるのであれば声を出して行動していただければありがたいなというふうに思っています。

それから、介護ボランティアポイント、一応65歳以上ということとなっておりますが、全国の事例なんかを見ると65歳からでもやっているようです。それらを含めてどうあるべきかと、今年、調査・研究をさせていただいて、平成28年度から導入していきたいなというふうに思っているところであります。以上です。

6番 佐藤 妙子議員。

議長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

今、御回答をいただきまして、ぜひホームページで皆さんが利用しやすい、参加しやすい形でつくっていただきたいなと思っております。それで、有償ボランティアのことなんですけれども、ボランティア精神にあふれた方というのは、もう本当に地域や人の役に立つことを喜んでくださるといふ無償の精神でボランティアに取り組んでいただいておりますけれども、ボランティアを利用する高齢者の中には、ただでしてもらうのは本当に気の毒だ、本当に御礼をしなくては申しわけないという気持ちを抱く方もいらっしゃるようです。ボランティアをする方は無償でやってあげたい、地域の方にやってあげたい、ですけれども、ボランティアを利用する人にとっては、ボランティアであっても何か御礼をしなくちゃいけないと。そういうことにジレンマを抱いている方もいらっしゃるんですね。それで、ある地域の事業なんですけれども、ごみ出しとか電球の交換など、大体10分ぐらいでできることは200円、また、30分ぐらいでできることは500円と、高齢者が支払いやすい金額を設定して、ボランティアを活用している地域があります。本当に定額の料金で利用できるのも、高齢者にとっても喜ばれていると聞きました。私は、今、高齢者が高齢者を支える時代になって、地域で高齢者を見守ることは少子高齢化の社会にあってもとても重要なことだと思うんですね。ともに介護認定を受けずに在宅で頑張っている高齢者にも本当にこのような取り組みを通して、町として応援するという考えは、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長。

議長
町長
(再々答弁)

有償ボランティアのことも含めて検討させていただきたいとは思っておりますけれども、どの辺がどうと。まあ、ポイント制度をとるので、もっとお願いしやすくなるのかなというふうにも考えているところで

ありますが。どちらにしても有償となるとまた抵抗が非常にある方もたくさんおりますので、そのことも十分考えながら、いかにうまくポイント制を活用しながら、そちらのほうに移行できればいいかなとは思っておりますが。除雪ボランティアも結構高齢の方がやっただいているので、そういうところはそういうところでちゃんと發揮しておりますので、それらを踏まえ、ポイント制度とどういうふうに行けるかどうか、今年1年、調査期間でありますのでいろいろ検討しながら。多分、有償はなかなかいきなり有償という話には難しいのかなというふうに思っておりますので、それらを含めて、有償でやる場合はどうあるべきかということも含めて検討してまいりたいと思います。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

2問目に移らせていただきます。子育て世代に1戸建て公営住宅を。本町では持家比率が高い傾向にあります。今後は経済状況の悪化から若い子育て世代の持家率は減少し、ますます公営住宅や賃貸住宅の需要が増え、現在ある本町の公営や民間賃貸住宅が不足することも考えられます。定住促進、子育て世代の人口誘致を掲げるには、まず住宅環境が大切だと考えます。

現在進めている地方創生は、さまざまな自治体が独自の考えを模索していますが、若者定住促進施策を推進するためには、住環境の整備と大胆な取り組みが必要だと考えます。地方人口ビジョン・地方版総合戦略では、子ども子育て支援の充実として子育て世帯向けの優良賃貸住宅の供給などが施策例として挙げられています。20年前の子育て世代は手軽にマイホームを求めることができましたが、現在は今後の経済状況に不安を抱き、マイホームを諦めている方も多くいます。

そこで豊かなライフスタイルの実現を南幌町が応援してはどうかと思います。1棟2戸建ての集合住宅は他自治体でも多くあります。道内には、まだ少ない戸建てを整備することこそ地方創生の起爆剤になると思います。南幌の広い土地を利用した1戸建ての公営住宅を低家賃で提供し、子育て世代の方にマイホームの購入資金をためていただき、できるだけ本町に定住していただくことが必要だと思いますが、町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。

子育て世代に1戸建て公営住宅を、の御質問にお答えします。現在実行中の総合計画、並びに公営住宅等長寿命化計画では新規の公営住宅の供給は財政負担が大きいことから見合わせてきたところですが、子育て世帯に対しての住環境支援も重要な課題と考え、教職員住宅を活用した子育て住宅4戸を提供中です。現在、進めています、まちの魅力化と次期総合計画の策定を視野に入れた若手職員によるまちづくり戦略チームで、定住促進策も含め数々のアイデアが見出され、具体的な政策と事業づくりへの検討を進めているところです。また、来年度策定予定の南幌版、まち・ひと・しごと創生・総合戦略の中で、地方自治体における中長期的な施策づくりと、その実現に向けて事業展開していかなければならないと考えています。

その上で、子育て世帯に対して、どのような支援策が必要なのか、

議員の提案内容も含め、総合的な視野で民間賃貸住宅の供給状況、財政負担等を総じて検討を進めてまいります。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。これまでに子育て人口対策問題に対して、一般質問で同僚議員の方たちや私も一般質問をさせていただきました。その中で、町長は、超少子高齢化対策として次期総合計画策定時にシルバーハウジングとあわせた子育て支援住宅の検討を考えて、個別住宅賃貸住宅化なども検討を行い、子育てだけに特化せず、低所得者、高齢者など、全体を見ながら今後に展開していきたいというお話でした。しかし、その中でも今は大事な過渡期と捉えているという御回答でした。町長は、本町の住宅問題を考える時、行政のトップとして公平に判断しなくてはいけないという、その思いと、今、人口減少対策に今は地方創生の中でやる時が来ているという思いが交差されているのではないかと思います。

その中で今回、あえて私は子育て支援住宅を1戸建てにこだわったことを申しますと、平成23年につくられた南幌町公営住宅等長寿命化計画、これを見ました時に、南幌の人口は当初、平成32年で8,600人との想定でございました。現段階で既に8,126人になっておりまして、本当に思っている以上に人口減少が加速していることに危機感を覚えました。そこで、地方創生という大きなチャンスに子育て支援という窓口に小さく焦点を当てて、本町独自の獨創性を持った取り組みをすることが、より町のアピールにつながり、また効果が出てくると思いました。国が進めているこの地方創生事業にリンクできると思ったからです。本当に、この子育て支援で地方創生していこうという取り組みは、今、日本中の自治体で必死に取り組んでおります。もちろん我が町でもすばらしい戦略チームが頑張っていていただいておりますけれども、この若い感覚を駆使して、例えばですけれども、丸太でできたログハウスの子育て住宅とか南幌独自の獨創性を持った、そういう1戸建ての子育て住宅を建てるのが宣伝力につながるのではないかなと思っております。これまで南幌でも今、子育て集合住宅はありますけれども、これまで集合住宅では経験できないような1戸建ての良さを体感してもらって、広い土地で子どもを育てられる魅力、低価格の家賃で住めることは人口誘致のチャンスにつながると思います。この1戸建ての公営住宅という面でアピールをするということでは、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長
町長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。1戸建て、若い者を定住させるのに1戸建て住宅、思いは十分わかっております。ただ、全体的な流れを見ながら私どもはやっていかねばなりませんし、当然、うちには、まだ680を超える住宅供給公社の宅地も残っているわけでありまして。それらも含めて、何とかこの地方創生の中で取り組みができないかということで今考えてはおりますけれども、国の創生と言えど、今、先行型でもいろいろやろうとしてやったんですが、やはり、国の壁、言っていることと、実際我々が提案することではギャップが

すごくございます。ですから、うちの皆さんからいただいた税金で自分でやるというのは私は難しいと。今、まだまだやらなきゃならない分野がたくさんある中で、特化してそこだけ数戸にやるというのはどうなのかなというふうに思っています。ただ、将来的に若者がいなくなるという部分がありますから、どういう子育て支援ができるのかどうか、それらも含めて全体を見ながら考えていかなければなりませんし、当然、先ほどから議論いただいている高齢化に向かってどういう形が、これは住居においても同じだと思います。それらを含めて、どんなものをやっていくのが我が町としていいのかどうか。私の頭の中でもいろいろ考えながら職員にこれはどうだといろいろ言っているんですが、どうも国の壁は厚いようでございまして、そんなことも含めて、提案ありました部分を含めて、これは行政だけ、我が町だけでやれといったらこれはなかなか難しいので、国、道の支援もいただきながら、あるいは民間とも協力できるものがあればそれらも考えて、何とかせつかくこの地方創生、地方に重きを置いた重点政策をつくっていただいた国のそういう方針も活用しながら、我が町でできるものにトライはしたいなと思っておりますが、まだ、そこまで、やる、やらないという答えは出ておりませんので、議員から提案があったことも含めて、うちの町でベストな形を今後構築していきたいなと、そんなふうに思っています。

議長
佐藤(妙)議員
(再々質問)

6番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。今、宅地も残っているということで、やはりその宅地を売っていききたいという町長の思いだったのではないかなと思いますけれども、実は、先日、埼玉県の2つの村が合併してできた、ときがわ町という所の議員さんからお話を伺うことができたんですけれども、ときがわ町では、2013年に木造2階建て、3LDKの1戸建て子育て住宅を4棟建築したそうです。一番末のお子さんが高校を卒業するまで入居できるようなんですけれども、家賃が上限で5万円、今ほとんどの方が3万円に入られているということでした。建設工事費は、3棟分で2,200万円、安いなと思ったんですけれども、埼玉県なので北海道とは違うので安いのかなと思ったんですが、土地はもちろん町の所有地だそうです。写真で見たんですけれども、本当にかわいらしくて、壁と屋根が白とピンクで統一されていて、歩いていると本当に一目で、子育て中の家族が住んでいるなというそういうイメージでした。私が一番驚いたことは、入居された方がマイホーム資金をためられて、昨年、1世帯が退去して、町内に家を建てられ、また、今年も1軒、町内に建設中ということでした。正直、一軒家に住んでいるのにどうしてすぐ引っ越してしまうんだろうという思いで再度ちょっとお聞きしたところ、1戸建住宅で生活して、自分たちなりの家が欲しくなったということなんです。それで、安い家賃で頭金をためることができたから、どうしても自分の家が欲しくなったと。子どもたちが地元の小学校とかに通っているのだから、やっぱり地元で家を建てたいというそういう思いだったということで、このように新しいスタイルで住宅団地の販売の考えもあるということ

に私自身ちょっと驚いたんですけれども、これまでに本町でも住宅団地の割引とかいろんな取り組みをされてきましたけれども、思うように販売が促進されていないのかなというその事実を考える時、このような、ときがわ町のような、そういう特色ある子育て住宅を起爆剤として人口誘致という考えもあるということも考えていただきたいなと思っております。

それと、もう1点の質問なんですけど、先ほど、ふるさと納税のふるさと応援基金の話の時に、町長は、今後、移住定住も考えたPR効果に基金を利用したいというお話だったと思うんですけれども、その中で一軒家の子育て住宅を、このふるさと応援基金を活用するというのも一つの例かなという思いがちょっと突然湧いてきたものですから、そこのところ、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。戸建て子育て住宅、思いは十分わかりますし、どうあるべきか、道内でも実績をつくっている所がたくさんありますので、それはそれとして、我が町で今できることは何をするのかということが大事だろうと思います。思いと現実とはなかなか難しいし、やはり町民の税金をいかに少なく使いながら有効活用させていただく。そして、人口が、若い世代がふえてくるということでもありますから、当然、ふるさと応援寄附金もいろんな対応の形の中で考えたいなというふうに思っております。今、住宅公社等とも協議をさせていただいて、どういうものが、今までとは違う形でもっと考えないとだめだろうなど。道内でもそういう意味で人口がふえてきている自治体、あるいは札幌の近郊でも特化してやった所に住宅がどんどん建っていると。そんな実例も見受けられますので、あわせて、何とか若い人に来ていただく施策を含めて検討して、やっぱりいろんな環境を含めて南幌らしいものが出せればなど、そんな検討はさせていただきたいなというふうに思っています。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前11時56分)

- 議長 おはようございます。
去る3月11日より予算審査特別委員会のため休会となっております。平成27年第1回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
志賀浦 学議員から3月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。
お諮りいたします。
これを許可することに御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって、志賀浦 学議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。
●日程28 議案第22号 南幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町長 だいま上程をいただきました議案第22号 南幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続法の改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
議長 内容の説明を求めます。総務課長。
総務課長 それでは、議案第22号 南幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。
行政手続条例は、町の条例などに基づいて行う、申請に対する許可などの事務や許可などを取り消したりする不利益処分における手続きなどを、より公正で透明なものにするためのルールを定めたものです。
今回の改正は、条例の大もととなる法律の行政手続法が改正されたことに伴うもので、改正の主なもの、条文の字句の修正、並びに行政指導を行う場合の相手方への理由を提示する際に提示しなければならない項目を明確にしたこと、並びに行政指導の中止を求める場合の申し出方法や申し出があった場合の調査などの措置、また、行政指導がされていないと思った場合に、処分や行政指導を求めることについて法の規定が加えられたことから、町の条例についても同様に改正を行うため、本案を提案するものであります。
説明は別途配付しております議案第22号資料の新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。
まず、改正前の同条例は第1章から第5章までの章立てで構成されていますが、今回の改正で第4章の次に第4章の2を加えることから、第3条中の「第4章」を「第4章の2」と改めるものであります。

次に、第1条第5号中の「名あて人」、同じく第6号中の「かかわる」の字句について、常用漢字の改正に合わせて漢字標記に改正をすることとなりました。

次に、第33条に、行政指導を行う場合の相手方への理由を提示する際に提示しなければならない項目を明記するため、これを第2項とし、次ページにありますとおり第1号から第3号を規定しております。このことから、これまで第2項だったものを第3項に、これまで第3項だったものを第4項に改め、これらの改正に伴い、条文中の前項との文言を前2項に改めるものです。

次に、第34条の次にアンダーラインの条文を第34条の2を設置し、第1項として行政指導の中止を求める場合の申し出方法や申し出があった場合の調査などの措置を行うことを規定しております。第2項として、申し出の際の申出書の記載事項として、第1号から次ページの第6号までを規定しております。

さらに、第34条の2第3項を設置し、申し出があった際に調査を行うこと、その結果、行政指導の要件に適合しないと認めるときは、行政指導を中止するなどの措置を講ずることについて規定しています。

次に、第4章の2処分等の求めを設置し、第34条の3第1項として、行政指導がされていないと思った場合に、処分や行政指導を求めることができる旨の規定を設け、同条第2項として行政指導を求める際の申出書に記載しなければならない事項として第1号から第6号を規定しております。

また、同条第3項を設置し、申し出があった際に調査を行うこと、その結果、必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならない旨を規定しています。

次ページに参ります。附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次に、今回の改正に関連して町税条例に行政手続条例の適用除外の規定があることから、附則第2項としてその旨を規定します。内容は、町税条例第4条第2項中の第33条第3項が行政手続条例の改正において、第33条第4項となったことから、同様に改定する旨を規定しております。以上で議案第22号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

行政手続法の改正に伴いということで、この改正する条例が出されているんですけども、この改正される前の附則の所で、この条例があるんですけども、今までに、ちょっとわかりやすい例で、今まで何かこういうこと、これを適用するようなことがあったのかどうか。ちょっと読んでもなかなかわかりづらいものですから、わかりやすい例が今まであったとすればちょっと説明いただきたいと思います。

議 長
総務課長

総務課長。

本条例の提案に当たりまして、私のほうもちょっと総務課内部でも調べました。それによりますと、今まで実施した例はないということ

でございます。今回改めてこの条例については、ちゃんと提示をする項目を定めたり、それとか、もし指導がなされていないと思った場合は、その指導をしてくれというふうに申し出したりということで、今回の条例で改めてそういうものが、確認事項だとかつけ加えられる事項が今回の改正になっております。実績は調べた中ではなかったということでございます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子議員。

実績がなかったということで、ほっとしたというか。頻繁にこういうことに係ることがあったのかなと思って、ちょっと想像がなかなかつかなかったものですから、今質問させていただきました。わかりました。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第22号 南幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程29 議案第23号から日程30 議案第24号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程29 議案第23号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程30 議案第24号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第23号から議案第24号までの2議案につきましては、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第23号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

常勤特別職の職員の給与に関する条例は、特別職として、町長及び副町長の給料、旅費及び手当の額並びに支給方法を定めており、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育長が加わることから本案を提案するものであります。

説明は別途配付しております議案第23号資料の新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。

まず、第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改め、給与月額を定める第2条第1項に「教育長571,000円」を加えるものであります。

次に、第3条教育長の勤務時間等並びに第4条職務に専念する義務の免除については、単独の条例で規定していましたが、今回の改正で本条例の中で規定することとしたものです。

次ページに入ります。附則として、施行期日、第1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

経過措置、第2項、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の常勤特別職の職員の給与に関する条例第1条並びに第2条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の常勤特別職の職員の給与に関する条例第1条並びに第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。これは、条例の施行日も法改正の施行日と同じ平成27年4月1日となりますが、その日が教育長の任期途中の場合は教育長の任期満了の翌日より適用させる旨を規定しているものです。

第3項は、これまで教育長の給与月額等を規定していた、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年南幌町条例第2号）は廃止する旨を規定しています。以上で議案第23号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第24号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法の定める非常勤職員の報酬や旅費を規定しているもので、同条で種別ごとに報酬等を定めた別表の中で、今回地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い委員長を削除することから、本案を提案するものであります。

説明は別途配付しております議案第24号資料の新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分となります。

改正内容は別表中、左上にある種別 種別は1教育委員会です。これまで委員長、月額5万3,000円の規定がありましたが、委員長がなくなることから、改正ではこの部分を削除しています。

附則として、施行期日、第1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

経過措置、第2項、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する

る条例別表の規定は適用せず、この条例による改正前の非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。これは、条例の施行日も法改正の施行日と同じ平成27年4月1日となりますが、その日が教育長の任期途中の場合は教育長の任期満了の翌日までの間は、改正前の別表を適用させる旨を規定しているものです。以上で議案第24号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第23号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第24号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第23号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第24号 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程31 議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

議 長
保健福祉課長

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

この条例は、要介護認定で要支援1、要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成を行う事業所、本町で言えば、あいくる内に設置しております南幌町指定介護予防支援事業所の人員や運営基準等を定める目的に、昨年3月に制定した条例であります。

今回の改正は、この条例の基準としている厚生労働省令が一部改正され、居宅介護予防支援事業所と居宅予防サービス事業所との連携に関する規定や、介護保険法上に位置づけられた地域ケア会議における関係者間の情報共有に関しての協力義務規定が設けられたことから、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、国の地域主権改革一括法に基づき制定しておりますが、厚生労働省令の基準類型が基本となりますが、今回の改正は全て参酌すべき基準ということで、町独自に基準等を定めることができますが、本町の実情において、国の基準を上回って定めなくてはならない、特段の事情や地域性が認められないということから、全て国の基準どおりとさせていただきます。

別途配布しました議案第25号資料、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点であります。

第11条の身分を証する書類の携行では、文言整理による改正でございます。

第30条の記録の整備、第2項では、引用先の第32条、指定介護予防支援の具体的取扱い方針において、第11号の次に、ケアマネジャーなどが介護予防サービス事業所から個別サービス計画の提出を求められることができる規定が加わり、それ以降の号を繰り下げする改正でございます。

2ページをごらんください。第32条、指定介護予防支援の具体的取扱い方針では、先ほど御説明したとおり、第11号の次に新たな規定が追加されたことにより、旧条例第12号から第26号まで1号ずつ繰り下げするとともに、新たに第28号として、介護保険法改正で設置義務となった地域包括ケア会議から、関係者等は情報の提供や協力要請等があった場合の協力義務規定を設ける改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程32 議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

この条例は、町内で運営されているグループホームや認知症デイサービスといった指定地域密着型サービス事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定める目的に平成25年3月に制定した条例であります。

この改正も、議案第25号同様、条例の基準としている厚生労働省令が一部改正され、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域密着型サービス事業所での要介護1以上の方のサービス提供体制や利用定員等が改正されたことから、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例も国の地域主権改革一括法の関連条例で、従うべき基準など、3つの基準類型を基本に改正することになりますが、本町の実情において、国の基準を上回って定めなくてはならない、特段の事情や地域性が認められないことから、全て国の基準どおりとさせていただいています。

別途配布しました議案第26号資料、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分で改正点であります。

第2章、認知症対応型通所介護、本町では認知症デイサービスみどり野が該当しますが、第4条は参酌すべき基準であります。基本方

針において、要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支援するサービスの充実を図っていくことを明らかにするために文言を追加する改正でございます。

2ページをごらんください。第7条の設備及び備品等も参酌すべき基準であります。第4項では、介護保険法改正により、介護保険法以外の多様なサービスとして夜間や深夜サービスなどが創設可能となり、既存の認知症デイサービス事業所の設備を利用して多様なサービス事業を行う場合の町長への届け出義務規定が追加され、第5項は、項の繰り下げに伴うものでございます。

第9条の利用定員等は従うべき基準であります。共用型とは、グループホーム内で認知症デイサービスを行っている事業所のことで、本町では単独型の事業所しかありませんが、将来、共用型の事業所も設置される可能性があるということで条例に含めて制定しています。

第1項では、これまでグループホーム1事業所での通所サービス利用定員を3人以下と定めていましたが、認知症ケアの拠点としての機能を促進していく観点から1ユニット3人以下に拡大する改正でございます。

第2項は、文言整理による改正でございます。

3ページをごらんください。第40条の事故発生時の対応は、従うべき基準であります。第4項では、第7条第4項の通所介護サービス以外に多様なサービスを行う事業者へ、事故発生時に町や家族等への報告義務、事故処置内容の記録義務を定めた改正でございます。

続いて、第3章、認知症対応型共同生活介護、本町では4つのグループホームが該当となります。

第48条は標準の基準であります。第1項は、これまでグループホーム1事業所のユニット数は最大2ユニットの18人までと定めていましたが、新たな用地確保が困難である場合には、3ユニット、27人までに拡大することができる改正でございます。

4ページをごらんください。第57条、管理者による管理は参酌すべき基準であります。文言整理による改正でございます。

続いて、第67条、準用は従うべき基準であります。第40条第4項は、通所介護事業者に限定した規定であるため、準用規定から除く改正でございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木議員

1番 熊木 恵子議員。

1点だけ伺います。先ほどの説明の中で共用型指定認知症対応型通所介護、今現在はグループホーム単独型のみだけれども、将来的には共用型もあり得るという説明でしたけれども、それは今、計画の中にあるのでしょうか。それを1点だけ伺います。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

第6期介護保険事業計画の中では、共用型の事業所計画の事業所がありませんので、含めてはおりません。ただ、グループホームで通所

介護ができるというふうに以前から法律的に認められているものだから、毎回、事業所に確認しておりますけれども、将来的にはやりたいという事業所もあるものですから、条例制定をさせていただいてるところでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程33 議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました 議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

この条例は、要支援1、要支援2と判定された方を対象とした地域密着型介護予防サービス提供事業所の運営基準と、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める目的に、議案第26号の条例と一体的に制定を行った条例であります。

この改正も、条例の基準としている厚生労働省令の一部改正に基づき、条例の一部を改正するものでありまして、内容は議案第26号とほぼ同じ改正となっております。また、この条例も、国の地域主権改革一括法の関連条例ですので、基準類型を基本に改正することとなりま

すが、特段の事情や地域性が認められないことから、全て国の基準どおり改正させていただいています。

別途配布しました議案第27号資料、新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点であります。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症デイサービスの基準において、第7条、設備及び備品等は参酌すべき基準であります。第4項は、既存の介護予防認知症デイサービス事業所の設備を利用して多様なサービス事業を行う場合に、町長への届け出義務規定が追加され、第5項は、項を繰り下げに伴う改正でございます。

2ページをごらんください。第9条、利用定員等は従うべき基準であります。第1項は、これまでグループホームでの通所介護サービスの利用定員を1事業所3人以下から1ユニット3人以下に拡大する改正でございます。

続いて、第37条、事故発生時の対応は従うべき基準であります。第4項は、介護予防通所介護サービス以外に多様なサービスを実施する事業者へ、事故発生時に町や家族への報告義務、事故処置内容の記録義務を定めた改正でございます。

3ページをごらんください。第3章、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防グループホームの基準において、第43条は参酌すべき基準であります。介護保険法の一部改正に伴う項ずれによる改正でございます。

続いて、第47条は標準の基準であります。第1項は、新たな用地確保が困難である場合には、グループホーム1事業所のユニット数が最大2ユニットを3ユニットまでに拡大することができる改正でございます。

続いて、第63条、準用は従うべき基準であります。第37条第4項は介護予防通所介護事業者に限定した規定であるため、準用規程から除く改正でございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

●日程34 発議第1号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程をいただきました発議第1号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、出席説明の要求が改められたことにより本案を提案するものであります。

別途配布いたしました発議第1号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

第19条にあります「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものです。

附則といたしまして、第1項、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法という。」）の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

第2項、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の南幌町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の南幌町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

発議第1号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程35 発議第2号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●追加日程1 発議第3号から追加日程6 報告第1号までの6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第3号から追加日程6 報告第1号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 川幡 宗宏議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第4号 T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 川幡 宗宏議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第4号 T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守等を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第5号 消費税10%への増税の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

川幡議員
議長

川幡議員
議長

熊木議員
議長

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第5号 消費税10%への増税の撤回を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時24分)

(午前10時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程4 発議第6号 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

(朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番 石川 康弘議員。

石川議員

今のこの意見書に対しまして御質問いたします。今回、介護報酬を引き下げることに對しての撤回を要求するということですが、この今回引き下げになった内情につきましては提出者としてこういうふうな形で書かれていますけども、また、別な面では年々引き上げられている介護保険料、この保険料に對して抑制しなければ払う人たち、負担者に對しての負担が増すというふうなことで言われているがゆえに、引き下げることについてどのように捉えておられるのでしょうか。聞くところによりますと、今回したことによって全国平均で月で約5,500円程度の介護保険料になっているんですけども、引き下げなければ月に約5,800円程度になるということと言われています。また、年間と言うと1人当たり約3,000円ほどの負担がふえるということになるわけですし、そういった面で引き下げということに對しては、やはりある程度受けるべきではないかというふうに思うんですけども、どのようなお考えでしょうか。

議長

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいまの質問に私なりの見解でお答えします。私、昨年12月にも一般質問でこの問題についても触れましたけれども、政府は、この介護報酬の引き下げということを出してきた時に、19本、社会保障にかかわることで一括審議をしました。わずか36時間という時間の中で一遍にいろいろ議論して、いろんなことを通してしまったんですけども、その時は現場からはたくさんの要望とか声がありました。今、石川議員が言われるように、大幅に介護報酬を引き下げるとい

ことでは、一般の方々の保険料が高くなるんじゃないかということですが、介護保険制度そのものができた当初からいろいろ問題をはらんでいて、その策定にかかわった人からも多くの意見が出されて、10年間やるという中では、もう10年で廃止という意見も出されていきました。にもかかわらず、やっぱりそのまま続けていったことに問題もあると思います。私は、先ほどの消費税のことでもお話ししましたが、やはり社会保障の財源をきちっと取るということが国のすべきことだと思っていますので、その確保をきちっとした中で介護保険料が上がるということのないような形で予算の組みかえというものを要望しています。ですから、今回、この意見書を出すということは、通ってからも全道の3分の1の議会でこういう意見書が出されています。それから、今なお現場からの声とか各自治体からの声とかも上がっていると聞いていますので、私はぜひこの意見書を通していただきたいと思います。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

とりわけ、この意見書の文言に対しましても、あえて言わせていただきます。下から3行にありますように、介護報酬を大幅に引き上げ、というふうな形で言われています。さっきも言いましたように、介護報酬を引き上げる、また、サービスを拡充するということは当然、負担がふえてくるわけですし、この負担によって、当然65歳以上の第1被保険者の方にとっては大きな影響を受けてくることでしょうし、第2号保険者の40歳以上の方にとってもやはり負担の増ということはもちろん、影響を及ぼしてくると。そういったことで、全国民に影響してくることも十分勘案した中で判断しなければ、この意見書というのは軽はずみに出せることはできないんじゃないかなというふうに私は思います。

議長
熊木議員
(再答弁)

1番 熊木 恵子議員。

今、石川議員の言われたように、何も手を打たなければどんどん介護保険料が上がるというふうになると思いますけれども、私は、やはりそこに税金を投入するということが当然必要だと思います。それで、今、高齢化社会で、本町もそうですけれども、高齢者がどんどん増えていく中で、介護に携わる人が今もう既にその労働力も失われていまして、一度、現場に入っても、やはり生活できる給料ではないということをやめていく人が後を絶ちません。そういう意味では、国がそういう労働者を育てるという意味でも、そこにお金を使うということは妥当なことだと思います。ですから、今の制度そのものを考えるという意味でも、私は、こういう意見書を出しながら変えていくということが必要だと思います。以上です。

議長
佐藤(正)議員

2番 佐藤 正一議員。

提案された意見書については、質疑を求められておりますけれども、ちょっとそれぞれ主張に整合性がないので、一時休憩をいただいて議会運営委員会を開かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長

ただいま、2番佐藤 正一議員、議会運営委員長から提案がござい

ました。この件で暫時休憩をいたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(はいの声)

それでは、この件が議了するまで休憩といたします。

(午前10時54分)

(午前11時14分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

発議第6号 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書の提出について提案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

どうぞ御着席ください。

(起立8名、着席1名)

賛成起立多数であります。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 議案第28号 財産の処分についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第28号 財産の処分につきましては、南幌工業団地工業用地の一部を分譲するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、議案第28号 財産の取得について御説明を申し上げます。処分の目的ですが、南幌工業団地の工業用地分譲でございます。処分する財産ですが、別途配布しております南幌工業団地、分譲予定区画図をごらんいただきたいと思います。赤枠の部分が分譲予定地でございます。所在地は、空知郡南幌町1082番19、宅地で面積は5,567.46平方メートルでございます。なお、この用地につきましては、土地開発公社時代に一昨年まで賃貸しておりました札幌、ピケ足場の用地でございます。議案書にお戻りいただきたいと思います。処分の方法ですが、随意契約によるものとし、今年12日に仮契約を行い、本議案議決後の3月23日、本契約の運びとなっております。処分予定価格は2,200万円でございます。契約の相手方は、農業用マルチフィルムの加工販売を行っております、札幌市清田区里塚緑ヶ丘1丁目16番8号、北海道農販株式会社、代表取締役は大島伸哉氏でございます。建物の建設予定は、事務所、工場、倉庫等の予定となっております。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第28号 財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程6 報告第1号 平成27年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

予算審査特別委員長の審査報告。平成27年3月13日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第11号 南幌町いじめ問題専門委員会条例制定について、議案第12号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 平成27年度南幌町一般会計予算、議案第16号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成27年度南幌町病院事業会計予算、議案第18号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第19号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 平成27年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第21号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上11議案について、3月11日、12日、13日の3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。以上でございます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは、採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第11号 南幌町いじめ問題専門委員会条例制定について

議案第12号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町地域包括支援センターの人員等に関する条例

の一部を改正する条例制定について

- 議案第15号 平成27年度南幌町一般会計予算
- 議案第16号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度南幌町病院事業会計予算
- 議案第18号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第20号 平成27年度南幌町介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成27年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上11議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本11議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

ここで、議長として一言申し上げさせていただきます。今定例会をもって今期、最後の議会定例会となります。南幌町民の協力を得て、過去4年間にわたり、議員各位には町民の立場になり、会議を通じて議事進行され、是々非々の中で全ての提出議案議決ができたことに、高い席ではありますが敬意と御礼を申し上げます。また、三好町長を初め理事者の皆様、職員諸氏にはこの間、極めて真摯に対応していただき議長として深謝申し上げます。本定例会終了に当たり一言申し上げます。

これをもちまして閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時23分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

8 番 _____

10 番 _____